厚生労働科学研究費補助金(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業) 突然の説明困難な小児死亡事例に関する登録・検証システムの確立に向けた 実現可能性の検証に関する研究 (主任研究者 溝口 史剛)

分担研究 地域における CDR の連携構築に関する研究

「乳幼児の予期せぬ突然死における法医学-臨床医学連携のあり方に関する アンケート調査 ~ 将来的な臨床医学 - 法医学連携の在り方について~」

分担研究者 溝口史剛 前橋赤十字病院小児科

現状の法制下では、司法解剖に至った事例の臨床医と法医学者との情報共有には大きな壁があると言わざるを得ないが、守秘義務を有している医療者同士で取り決めをかわし、情報共有を積極的に行っている地域は存在している。

諸外国においては、チャイルド・デス・レビュー(CDR)という枠組みを整備し、 情報共有と後方視的検証の場を担保しており、一部の国ではさらに臨床医と法医学者 のみならず、行政・司法とが多機関連携体制を構築した上で、前方視的な検証を行う 体制を法的にも整備している。

本分担研究では、平成28年度に 臨床医と法医学者との情報共有の可能性につい て、それぞれアンケート調査を行った。平成29年には、 英国のCDRのガイダンス の出版を受け翻訳作業を進めるとともに、その策定に関わった、Lucy Ellis氏へのヒ アリング調査を行うとともに、 本邦におけるCDR 実施上の論点を整理し、研究班・ 小児科学会委員会としてのモデル素案を作成した。

の結果、臨床医・法医ともに9割近くの医療者が現状での臨床医-法医の連携体 制は不十分と回答しており、臨床医-法医連携を促進させる協議体の設置について は、具体的な検討が可能としたのは臨床医の23%、法医の15%程度で、臨床医・法医 ともにおよそ6割近くは法制化がないと困難との見通しを示していた。

の結果、英国の CDR の実情をより深く理解ができ、 の論点整理をより現実的な 形で行い、モデル素案を作成することが出来た。

これらの結果を受け、平成30年度にはH29年度に作成したモデルをより簡素な形 で効果的にまとめ、準備読本をまとめ上げることが出来た。本分担研究では、準備読 本の導入部および「第一部:CDRの概要を理解する」の分担執筆を行うとともに、全 体の監修を行った。準備読本の導入部および「第一部:CDRの概要を理解する」の分 担執筆を行うとともに、全体の監修を行った。

A . 研究目的

現状の法制下では、司法解剖に至った 事例の臨床医と法医学者との情報共有に は大きな壁があると言わざるを得ない が、守秘義務を有している医療者同士で 取り決めをかわし、情報共有を積極的に 行っている地域は存在している。

諸外国においては、チャイルド・デ ス・レビュー(CDR)という枠組みを整 備し、情報共有と後方視的検証の場を担 保しており、一部の国ではさらに臨床医 と法医学者のみならず、行政・司法とが 多機関連携体制を構築した上で、前方視 的な検証を行う体制を法的にも整備して いる。

本分担研究では、平成28年度に 臨 床医と法医学者との情報共有の可能性に ついて、それぞれアンケート調査を行っ た。平成29年には、 英国のCDRのガ イダンスの出版を受け翻訳作業を進める とともに、その策定に関わった、Lucy Ellis氏へのヒアリング調査を行うとと もに、本邦におけるCDR実施上の論点を 整理し、研究班・小児科学会委員会とし てのモデル素案を作成した。

これらの結果を受け、平成30年度に は、準備読本の導入部および「第一部:CDR の概要を理解する」の分担執筆を行うととも に、全体の監修を行った。準備読本の導入 部および「第一部:CDRの概要を理解す る」の分担執筆を行うとともに、全体の 監修を行った。

B.研究方法、C結果、D考察につき、 1,2のそれぞれにつき記載する

1-B.研究方法

全国の小児科3次医療機関110か所 (小児病院29か所+大学病院81か 所)および法医学教室92か所を対象 に、郵送法によるアンケート調査を行っ た。

設問は別途添付した通り、まず英国王 立小児科・小児保健学会 (RCPCH: Roval College of Paediatrics and Child Health)の策定した、「乳幼児の予期せ ぬ突然死 (SUDI: Sudden unexpected death in infancy)の際の、ケアと調査 のための多機関連携ガイドライン」内に 示されているプロトコールを引用し、そ のうえで本邦の臨床医学 - 法医学連携の 現状の認識につき確認し、「現行以上に 臨床医と法医学者が積極的に連携を行う べき」と回答した施設に、上記プロトコ ールの5つの段階(事例発生の初動時 に関連機関で対応協議を行うこと(警察 が剖検の必要性を判断する際に、医学的 観点を生かすために臨床医が積極的に協 力すること)、 マクロ剖検前に法医学 者と臨床医が連携・情報共有し、剖検時 に特に確認すべき事項を明確化するこ

と、 剖検後に死因につき法医学者と臨 床医が議論すること、 ミクロ剖検が判 明したタイミングで、再度多機関が死因 につき議論すること、 死亡直後から慎 重なグリーフケアを開始すること)に分 け、それぞれの施設が強化すべきと考え る点を3つまで挙げてもらった。

次に、RCPCH プロトコールを一例とし た地域包括的な死因究明体制の構築に向 けた何らかの協議体を設置することが、 各施設の属する地域で可能であるのか否 かにつき、 既にそのような協議体を設 置している、もしくは準備中である、

貴施設名	連絡先(☎ or ≊)
回答の担当者名	所属・役職

2.将来的な臨床医学 - 法医学連携の在り方について

別紙の表は、英国王立小児科小児保健学会(RCPCH: Royal College of Paediatrics and Child Health)の策定した、「乳幼児の予期せぬ突然死(SUDI: Sudden unexpected death in infancy)の際の、ケアと調査のための多機関連携ガイドライン」に示されているプロトコールの引用になります。

このようなプロトコールが本邦に適合しうるかはさておき、事例発生の初動時に関連機関で対応協議を行うこと(警察が剖検の必要性を判断する際に、医学的観点を生かすために臨床医が積極的に協力すること)、マクロ剖検前に法医学者と臨床医が連携・情報共有し、剖検時に特に確認すべき事項を明確化すること、割検後に死因につき法医学者と臨床医が議論すること、ミクロ剖検時のタイミングで再度多機関が死因につき議論すること、そして死亡直後から慎重なグリーフケアを開始すること、には死因の究明や死亡児の権利擁護上、大きな利点があると思われます。

2 - 1:臨床医学-法医学連携の現状つき、貴施設の考えに近いものを選択して下さい。

()現行の対応で十分である

()現行以上に、臨床医と法医学者は積極的に連携を行うべきである。

▼ 現行以上に連携を強化すべきと考える点のうち、優先順位の高いものに最大3つまで〇を付けてくださ

- () 死亡発生から検案が終了し、剖検決定するまで
- () 剖検決定から剖検開始まで(剖検前カンファ)
- () マクロ剖検実施後の結果を受けた死因暫定診断と、その結果の遺族への説明時
- () ミクロ解剖実施後の結果を受けた死因最終診断と、その結果の遺族への説明時
- () 遺族へのグリーフケア
- ()その他(具体的に:

11

2-2: RCPCH プロトコールを一例とした地域包括的な死因究明体制の構築には、三次医療圏の単位 で死亡事例対応体制の向上を主目的とした、地域の実情に合わせた枠組みを協議する何らかの組織(こ こでは委員会と呼称)が不可欠といえます。

)

貴施設の属する三次医療圏において、このような委員会の設置は可能でしょうか?該当項目に を付けてください。

- ()既ににそのような委員会を設置している、もしくは準備中である
- () 現段階でそのような委員会の設置を具体的に検討可能である
- ()学会などの学術団体が事業化提案した場合には、委員会設置に向けた協議を行うことは可能
- ()行政が事業化提案した場合には、委員会設置に向けた協議を行うことは可能
- ()委員会設置に向けた協議は困難である

委員会設置に向けた協議が困難な場合、その理由につきご回答ください(複数選択可能)

- a. 法的整備されないと困難
- b. 財政的な基盤がないと実施困難
- c. 人的余裕がない
- d. 専門的人材の確保困難
- e. 複数施設をまたいだシステム構築は困難
- f. 実施は医療機関を混乱させることとなる
- g. 他機関の協力を得ることが困難
- h. 効果に疑問
- i その他 (具体的に:

表1:送付した設問紙(1/2)

別紙:英国王立小児科小児保健学会(RCPCH:

Royal College of Paediatrics and Child Health)の策定した、「乳幼児の予期せぬ 突然死(SUDI: Sudden unexpected death in infancy)の際の、ケアと調査のた めの多機関連携ガイドライン」における対応プロトコール

(<u>www.rcpch.ac.uk/sites/default/files/page/SUDI_report_for_web.pdf</u>)



質問は以上になります。ご協力誠にありがとうございました

表1:送付した設問紙(2/2)

現段階でそのような協議体の設置を具体 的に検討可能である、 学会などの学術 団体が事業化提案した場合には、協議体 設置に向けた協議を行うことは可能、 行政が事業化提案した場合には、協議体 設置に向けた協議を行うことは可能、 協議体設置に向けた協議は困難である、 の5つに分け回答を求めた。

そのうえでそのような協議体の設置が 困難な場合の理由につき、

a.法的整備されないと困難

b. 財政的な基盤がないと実施困難

c. 人的余裕がない

d. 専門的人材の確保困難

e. 複数施設を跨いだシステム構築は困 難

f.実施は医療機関を混乱させる事となる

g. 他機関の協力を得ることが困難

h. 効果に疑問

i . その他

に分けて複数選択での回答を求めた。

(倫理面への配慮)

アンケートは特に、個人情報を取り扱っ ていない。報告する際に、回答した施設 を秘匿化した上で取り扱いがなされる 旨、アンケートに明記した。

1-C.研究結果

アンケートを送付した施設のうち、臨 床医からの回答率は 42.7%(小児病院: 4/29 か所[13.8%]、大学病院:43/81 か 所[53.1%])であり、法医学教室からの 回答率は 27.2%(25/92 か所)であっ た。

小児病院からの回答率が低率にとどま

っており、以降のアンケート結果は小児 病院を分けて検討することは困難であ り、以降、「臨床医」「法医学」の2つに 分けて提示する。

1-1.臨床医学 - 法医学連携の現状認識
*臨床医
現行で十分:12.8%(6施設)
現行以上に連携すべき:87.2%(41施
設)

*法医

現行で十分:8.0%(2施設)

現行以上に連携すべき:88.0%(22施 設) 無回答:4.0%(1施設)

1-2.現行以上に連携を強化すべきと考 える点

死亡発生から検案が終了し、剖検決定 するまで *臨床医:46.8%(22施設) *法医:48.0%(12施設)

剖検決定から剖検開始まで(剖検前カンファ)

*臨床医:59.6%(28施設)

*法医:36.0%(9施設)

マクロ剖検実施後の結果を受けた死因 暫定診断と、その結果の遺族への説明時 *臨床医:57.4%(27施設) *法医:24.0%(6施設)

ミクロ解剖実施後の結果を受けた死因 最終診断と、その結果の遺族への説明時 *臨床医:57.4%(27施設)

11

*法医:68.0%(17施設)

遺族へのグリーフケア *臨床医:23.4%(11施設) *法医:28.0%(7施設)

その他

*臨床医:2.1%(1施設)

*法医:20.0%(5施設)

という結果であった。

その他の意見としては、代謝疾患スク リーニングや致死的遺伝子疾患のスクリ ーニング体制の確立などが挙げられてい た 2-1.地域の臨床医学-法医学連携を進

めるための、協議体設置の可能性につい て

設置済みか準備中

- *臨床医:9.8%(5施設)
- *法医:8.0%(2施設) 新規に具体的検討可能 *臨床医:7.8%(4施設)
- *法医:20.0%(5施設)

学会事業提案があれば可能 *臨床医:23.5%(12施設) *法医:16.0%(4施設)

行政事業提案があれば可能 *臨床医:52.9%(27施設) *法医:44.0%(11施設) 設置は困難 *臨床医:5.9%(3施設) *法医:12.0%(3施設) との結果であった。

注: の両者を選択した施設が、臨床 医で4施設、法医で1施設あったため、 合計施設数は回答施設数より多い状態と なっている。

割合(%)はそれぞれ臨床医 47 施設+4、 法医 24 施設(1施設無回答)+1を分母 として計算した

- 2.2協議体の設置が困難な場合の理由
 臨床医側で回答した施設は10施設
 法医側で回答した施設は8施設で、これを分母として割合(%)を計算した
 a.法的整備されないと困難
 *臨床医:60%(6施設)
 *法医:62.5%(5施設)
- b. 財政的な基盤がないと実施困難
 *臨床医:80%(8施設)
 *法医:62.5%(5施設)

c.人的余裕がない *臨床医:90%(9施設) *法医:50.0%(4施設)

d.専門的人材の確保困難* 臨床医:90%(9施設)* 法医:50.0%(4施設)

e. 複数施設を跨いだシステム構築は困難
*臨床医:0%(0施設)
*法医:12.5%(1施設)

f. 実施は医療機関を混乱させる事とな

る

*臨床医:0%(0施設) *法医:12.5%(1施設)

g. 他機関の協力を得ることが困難 *臨床医:10%(1施設)

*法医:12.5%(1施設)

h. 効果に疑問 *臨床医:10%(1施設) *法医:12.5%(1施設) i.その他 *臨床医:30%(3施設) *法医:37.5%(3施設) との結果であった。

D.考察

今回のアンケートの回答率は、臨床医 からは 42.7%、法医学教室からは 27.2%で あった。特に小児病院からのアンケート 回収率は低く、13.8%にとどまっていた。 この理由としては、小児病院では構造的 にどの部署か回答すべきか明確化するこ とが困難であったなどの理由が考えられ るが、実際の理由は不明である。同様の注 意点としては、臨床医側の回答はあくま で回答した医師の意見と捉えるべきであ り、組織のコンセンサスに基づいた回答 ではないという理解が必要である。その ような意味では、法医学者側の意見は、そ れぞれの教室員の構成人数を考慮した場 合、それぞれの地域の方針・考え方をより 反映している可能性が高いということが 出来よう。

さてまず設問1の臨床医学-法医学連 携の現状認識では、臨床医、法医ともに現 行での連携体制が不十分であるとの認識 を、9割近くの施設が示していた。

続く、改善すべきプロセスの優先順位 に関しての設問では、

死亡認知から剖検の決定まで

剖検決定から開始まで(剖検前カンフ
ア)

マクロ剖検後の暫定診断・遺族説明

ミクロ

剖検判明後の、

最終診断・

遺族説

明

死亡直後からの一貫したグリーフケア のうち、

臨床医の優先順位は

法医の優先順位は

という順番であった。

臨床医側は剖検の入り口部分での情報 共有と協議を望んでおり、法医学側は剖 検の出口の部分での情報共有と協議を望 んでいるという、ある意味で対極的な回 答であったといえる。このことは臨床医 と法医学者の守備範囲が異なることを反 映した結果であると考察できる、入り口 でも出口でも臨床医-法医が連携を行う システムを確立することでお互いの専門 性を最大限生かすことに繋がるというこ とができる。一方で守備範囲が異なるゆ えに、臨床医 - 法医連携体制のニーズが 高まりがたく、連携体制の構築に関して の共同研究を行い、大きなメリットがあ るということを示さないかぎり、現状の 変更はなかなか困難であるともいえる。

また今回のアンケートでは、「優先順位 をつけるとしたら」という前提条件を付 けていたために、グリーフケアに関して は臨床医・法医ともに優先順位が低い結 果となった。グリーフケアの必要性に関 しては論を待たず、ヘルスケアを専門と しない立場の医療者がm子どもの死亡に 直面化した際のファーストエイドのガイ ドライン化などを図り、広く適切な対応 体制を構築しない限り、対応が後手に回 ってしまう可能性が危惧された。

また「地域の臨床医 - 法医連携を進め るための、協議体設置の可能性」について の現状認識は、「不十分」であると認識し ている連携体制の改善のためにアクショ ンを起こす意志を反映したものといえ る。

設置済みか準備中

新規に具体的検討可能

と回答した施設は積極的に現状を改善す る意思があるということが出来、このよ うに回答した施設は、

臨床医:17.6%、法医:28.0% 存在していた。

また

学会事業提案があれば可能

と回答した施設も、きっかけがあれば対応する意思があるということが出来るが、このように回答した施設は、

臨床医:23.5%、法医:15.5% で、 あわせて、

臨床医の 41.2%、法医の 44.0%

が、法制化を待たずに連携体制の構築を 行いうると認識していることを示してい るといえる。

一方で、

行政事業提案があれば可能

と回答した施設は、(行政が自発的に事業 提案することは現実的に考えがたく)法 制化がなされない限り、現状では対応の 優先度が低いという意思を反映したもの と考察することができ、

設置困難

の回答と合わせ、法整備がない限り現状 の変更は難しいとの認識をしめした施設 は

臨床医の 58.8%、法医の 56.0%存在してい た。

すなわち、臨床医・法医ともに約4割が 法制化を待たずに、何らかの連携体制の 構築は可能と考えており、一方で約6割 が法制化ががないと現状を変えがたいと 認識していると言える。この比率はチャ イルドデスレビューの社会実装を目指す 当研究班にとって極めてリアルな数字と 受け止めている。

普遍的な問題であり全ての医療者が関 与するこの問題を解決するためには、後 者の啓発も重要であるが、前者を巻き込 んで法制化を待たずにシステム整備を推 進していくことこそが重要である。実際 にシステムのないところからの立ち上げ には膨大なエネルギーを要するため、地 域でリーダーシップを発揮する医療者は 不可欠である。

都道府県別にみると、臨床医・法医の両 者が と回答した、「フルマッチング」 の都道府県は、残念ながら0であった。臨 床医か法医のどちらかが と回答し、 もう一方が と回答した都道府県も4か 所にとどまっていた。

しかし臨床医か法医のどちらかが

と回答した施設のある都道府県は22存 在していた。

今後は小児科学会の子どもの死亡登録 検証委員会の委員の属する地域と合わ せ、地域で積極的な調整役を担いチャイ ルドデスレビューの取組を推進する意思 のある医療者との連携を作っていくこと が重要で、法制化を待たずにアクション を起こす地域が増えることが、法制化の 後押しに繋がるのだと考えている。

臨床医 - 法医連携を促進するための何 らかの協議体の設置が困難な理由につき 回答していただけた施設は、臨床医側で 10施設、法医側で8施設にとどまったが、 これらの回答は臨床医側2施設、法医側1 施設を除き、全例が と回答した「消極 的」な施設からであった。

その回答として多かったのは、 臨床医側では

c. 人的余裕がない

d. 専門的人材の確保困難

b. 財政的な基盤がないと実施困難

a.法的整備されないと困難

i その他

の順であり、

法医側では

a.法的整備されないと困難、

b. 財政的な基盤がないと実施困難、

c. 人的余裕がない

d. 専門的人材の確保困難

の順で、

e. 複数施設を跨いだシステム構築は困 難

f. 実施は医療機関を混乱させる事となる

g. 他機関の協力を得ることが困難

h. 効果に疑問

を理由に挙げた施設はほとんど存在していなかった。

逆に言えば、abcd の体制が担保されれ ば、医療として CDR の実施を拒否する理 由はなく、施策として一気に進む可能性 もあるといえる。

結語

三次医療機関の臨床医、法医に臨床医 - 法医の連携体制の在り方や、実際の協 議体の設置の可能性につき、アンケート 調査を行った。臨床医・法医ともに9割近 くの医療者が現状では不十分と回答して おり、臨床医側はマクロ剖検前に・法医側 はミクロ剖検後に、それぞれ臨床医 - 法 医の合同のカンファレンスを望んでいる 傾向にあった。

ただ実際の協議体の設置については、 具体的な検討が可能としたのは臨床医の 23%、法医の 15%程度で、臨床医・法医と もにおよそ 6 割は法制化がないと困難と の見通しを示していた。ただ法制化がな されても医療機関に CDR を実施する基盤 がない限り実施は不可能である。将来的 な法制化を見据えた、医療機関での基盤 づくりをするうえで 4 割近くが法制化前 に動くことも可能と回答していること は、CDR の社会実装を目指す本研究班とし て、決して悲観すべき数字ではない。

米国ではミズーリー州の CDR の報告が、 英国では「Why children die」(CDR の国 家的パイロットスタディー)の報告が、そ れぞれ起爆剤となり CDR の制度が進んだ。 日本小児科学会で実施した CDR のパイロ ットスタディーでも、これらの報告と驚 くほど類似した結果が示されている。

米国ではミズーリー州の報告後、5年で 90%の州が CDR 体制を整備した。英国では 「Why children die」の報告後、わずか3 年で法整備が進んだ。本邦でのパイロッ トスタディーの公表は 2016 年であった が、本邦ではどの程度の時間で法制化ま でにたどり着けるのか?

臨床医・法医だけではなく、すべての国 民が「子どもの死をどう受け止めどう対 応するのか」の真価がいま問われている のだと考えている。

1-参考文献

- 満口史剛、河野嘉文、吉川哲史ら.日本小児科学会子どもの小児死亡登録・検証委員会 委員会報告.「パイロット4地域における、2011年の小児死亡登録検証報告」.日本小児科学会雑誌120巻3号2016(in press)
 Ewigman B, Kivlahan C, Land G:
 - The Missouri child fatality study : underreporting of maltreatment fatalities among children younger than five years of age, 1983 through 1987. Pediatrics 91:330-337, 1993
 - Why children die: A pilot study 2006 .

<u>http://www.publichealth.hscni.ne</u> <u>t/publications/why-children-die-</u> <u>pilot-study-2006</u> よりダウンロー ド(2017年3月31日アクセス)

2-B.研究方法

研究協力者により、英国 CDR ガイドライ ンの各章の翻訳がなされ、研究代表者によ る監訳作業を実施した。英国 CDR がグリー フケアに力点を置き、遺族への説明を重視 しており、その説明のためのパンフレット を用意していることから、今回、英国のララ バイ・トラストというグリーフケアの NPO の用意するパンフレットの翻訳作業を行った。また併せて、英国が実際に使用している、統一フォーマットの登録フォームである、事例発生時のFormA、詳細情報収集のためのFormB、検証による提言をまとめるためのFormCについても、翻訳した。

また英国 CDR の導入の過程につき Jenny Gray 氏の概説を末尾に添付した。 CDR 法定ガイドラインの策定に関わった NHS イングランドの Lucy Ellis 氏へのヒ アリング結果についても末尾に添付した。

2-C.研究結果

本報告書の末尾に、これらの翻訳成果物 を添付する。当初英国法定ガイドラインに ついては、別途印刷を行うつもりであった が、暫定版であり平成 30 年度初頭に改めて 正式版が出されるとのことであったため、 研究班の HP 上に up するにとどめること とした。また原著のナンバリングのずれも 目立ってはいたが上記の予定のためにあえ て修正せず、原著の通りとしている。

英国におけるチャイルド・デス・レ ビュー導入の過程についての概説 Jenny Gray

ケーススタディ:イギリスにおける全 国チャイルド・デス・レビュー(子ど もの死亡登録・検証制度)の開発およ び実施

2. 方針の焦点

チャイルド・デス・レビューの方針は、 国家レベル、地域レベル、および地方自治 体レベルに焦点を合わせている

3. アプローチ

アプローチの焦点は、イギリスにおけ るすべての子ども死亡例(出生から 18歳 まで)をレビュー(再検討)し、これらの 死亡例に関するデータを収集して集約し た匿名化データを公表し、可能な場合に は将来の同様な子ども死亡例を予防する ための行動を明らかにするために得られ た教訓を使用し、データにおけるパター ンや傾向を特定して報告することである。

4. 設定

チャイルド・デス・レビューの法定プロ セスの開発および実施がイギリスで行われた。

5. 対象者

この法律は、Local Safeguarding Children Board(LSCB、地方児童保護委 員会)および子ども死亡に関する機能を 持つすべての主要な法定組織および団体 を対象とした。その方針では、子どもの死 亡および子どものウェルビーイング、さ らに親や養育者自身に関連する機能を持 つすべての専門家も対象としていた。

6. 予算

政府から地方自治体に、新しいチャイ ルド・デス・レビューのプロセスの構築お よび実施のために最初の3年間にわたり 2,230万ユーロの助成金が、それに続く3 年間にわたりその半額が提供された。さ らに、各子どもの死亡例に関するデータ を収集するためのテンプレートの開発、 訓練用の資料および親や養育者のための 情報パンフレットの作成および発行、お よび一部の初期チャイルド・デス・レビュ ー開発者の評価のためにも資金が提供さ れた。政府は、チャイルド・デス・レビュ ーのデータを毎年収集し、収集したデー タを毎年公表するための資金を継続的に 提供している。

関与するすべての当局や団体および各 LSCB に対する継続的コストに関する情 報は得られていない。

メインケーススタディ

エビデンスペース

多数の異なる情報源から得られたエビ

デンスが、新しいチャイルド・デス・レビ ューのプロセスを構築するという 2003 年の政府の発表へと導いた。

チャイルド・デス・レビューのプロセスが 構築されている期間中、イギリスでは毎 年約 5,000 名の子どもが死亡しており(情 報源:国家統計局)、そのうち90~100例 は虐待またはネグレクトが原因であった。 イギリスでは、1988年以降、虐待やネグ レクトによる死亡例は Serious Case Review (深刻なケースのレビュー、SCR の対象となっており、それ以前の法定調 査については 1940 年代まで遡って対象 とした。2000年、Victoria Climbieという 少女が彼女の「叔母」とそのボーイフレン ドにより殺害された。Victoria は、親が彼 女のためにはイギリスにいる方がよいと 考えたため、叔母によってコートジボワ ールから連れてこられていた。この事件 に対して、政府は法定調査を開始し、2003 年に報告書を作成した(Cm 5730、2003)。 この調査の結果は、専門家だけでなく国 民の間にも非常に大きな懸念を引き起こ し、今後はこのような子どもの死亡をど のように予防できるのかということが問 われた。また同時に、子どもの生活への介 入は子どもの健康や発達が損なわれるの を予防するには遅すぎたのではないかと いうことも懸念された。これらのことが、 早期介入および効果的な保護に取り組む ための政府による大規模なイニシアチブ Every Child Matters (すべての子どもが 大切) (Cm 5860, 2003)の構築につなが った。

また、子どもの死亡に対する<u>保健的対</u> <u>応</u>の質に関する懸念もあった。Ian Kennedy 教授は、1984 年から 1995 年の 間、Bristol Royal Infirmary において子 どもの心臓手術に関する重要な公開審問 の議長を務めた(Cm 5207、2001)。2000 年 5 月、その審問で明らかになってきた ことに関する懸念に応えて、審問では 『Removal and Retention of Human Material(ヒト由来試料の除去および保 持)に関する中間報告書』が作成された。 その後 2003 年には、母親らが各自の乳児 の死亡を引き起こしたとして起訴された 3件の刑事事件が注目を集め、これより予 期 せ ぬ 乳 幼 児 突 然 死 (Sudden Unexpected Deaths in Infancy、SUDI) の管理に関する懸念が高まった。これに 対して、イギリスにある 2 つの Royal College が Baroness Helena Kennedy QC を議長とするワーキンググループを 設立し、SUDI 事例の管理および調査に関 する Multi-Agency Protocol (多機関連携 プロトコル)を公表した (RCPath and RCPCH、2004)。

政府は、アメリカやその他の国で得ら れたエビデンスについても把握しており、 これらの国で実施されたようなチャイル ド・デス・レビューの公式プロセスは将来 の子どもの死亡を予防するためのエビデ ンスに基づく介入の開発につながる可能 性があることを示唆した (Durfee et al., 2002、Bunting and Reid, 2005、Rimsza et al., 2002, Onwuachi-Saunders et al., 1999、Gellert et al., 1995)。このエビデ ンスは「イギリスにおいて実施される同 様のシステムが子どもの死亡のパターン に関する最新かつ包括的な情報を提供す る上で貴重な公衆衛生の機能を果たし、 子どもの死亡を予防する行動を促進し、 子どもの福祉の保護と増進のための多機 関連携を幅広い側面でサポートする可能 性があることを示唆した(Sidebotham et al., 2008, p. 4), J

背景

政府は、『Inquiry into the death of Victoria Climbié (Victoria Climbiéの死 に関する調査)』(Cm 5730, 2003)および 『グリーンペーパー: Every Child Matters』(Cm 5860, 2003)に対する応答 (Cm 5861、2003)の第 117~121 段落 において、上記のような新しいチャイル ド・デス・レビューのプロセスを構築する ことを発表した。これらのプロセスの目 的は、「アクシデントにより、または養育 者の手にかかって」死亡する子どもの死 亡例から、「このような形で被害者となる 子どもの数を減らす」(p. 25)ために教訓 を得ることであった。この取り組みは当 時労働党が主導していた、予防および早 期介入に焦点を当てた子どものためのサ ービスの内、主要な国家イニシアチブ Every Child Matters の一環であった。

当時の子ども・学校・家庭省の政府関係 者は、当時の児童・青少年・家族担当副大 臣の下で法案および政策の起草、そして チャイルド・デス・レビューのプロセスに 関連するデータの統計収集を指揮した。 この業務は、その他の関連政府機関、そし て保健(公衆衛生、小児科、小児保健、救 急科、病理学者、看護師、助産師)、社会 事業、警察、検視官、教育および学校、死 亡登録機関、少年司法、刑務所および保護 観察所、検察庁、職能団体、関連 NGO(子 どもを亡くした親の代理人など)、LSCB などの分野からの多数の主要な利害関係 者との密接な連携の中で進められた。

法定指針は、公開諮問された後、2006 年に初めて公表された。これは、政策変更 に対して政府が求める通常の要件に従っ ていた。

新しいチャイルド・デス・レビューのプ ロセスは広く支持された。新しいプロセ スは、非常に長期間にわたり実施されて いた関連研究を基礎としていた。 イギリスでは病院内死亡レビューが長年 にわたり実施されており、そこから得ら れた知見が地方の慣行を改善し、乳児死 亡率低下のための幅広い公衆衛生アプロ ーチを推進している。Sidebotham ら (2008、p.15)は、初期のチャイルド・ デス・レビュー・チームの評価報告をした という経緯において、以下のように報告 している:「周産期死亡レビューの全国プ ログラムは、Confidential Enquiry into Stillbirths and Deaths in Infancy (死産 および乳児死亡例に関する秘密調査: CESDI)を通して1992年に確立された。 この秘密調査の目的は、妊娠20週目から 生後 1 年までの胎児期後半および乳児期 における死亡リスクをどのように低減で きるのかについての理解を深めることで あった (CESDI, 2001)」。

イギリスにはまた、虐待やネグレクト

が原因の死亡例の再検討が長年の慣行と して実施されており (Tudor and Sidebotham, 2007) 最初に実施されたの は1944年であった。そこから得られた知 見は、法定調査 (Department of Health, 1991, Department of Health and Social Security, 1982)および SCR(Sinclair and Bullock, 2002, Brandon et al., 2008, Rose and Barnes, 2008, Brandon et al., 2010、Brandon et al., 2012)を概説した 公表文献の中で要約されている。1988年 から実施されている SCR の主な目的は、 子どもの福祉を守り、増進するための多 機関連携を改善するために教訓を得るこ とである(HM Government, 2006、2010、 2015

2003年までに、虐待またはネグレクト が原因であると考えられた深刻なケース の再検討のための長期的プロセスに関し て、地域レベルや地方レベルで質に差が 生じており、教訓を得るより非難するこ とが重視されるようになっており、虐待 やネグレクトによる将来の死亡を予防す る行動が導かれていないのではないか、 という懸念が生じていた。さらに、多数の 専門家、特に小児保健の分野の専門家か らは、アメリカと同じような方向性を持 ってチャイルド・デス・レビューのプロセ スを構築すべきであるという声があった。

チャイルド・デス・レビューシステムの 構築に関する主な懸念は実践的なもので あり、財源確保に関する懸念や仕事量の 増加に対する不安に関する懸念であった。 この懸念に対しては、システムの実施を サポートするための財源を政府から確保 した。そして重要であったのは、チャイル ド・デス・レビューのプロセスは、専門家 が子どもの死亡に応えて通常の職務を実 施する際に従うことができるように作成 したことである。これは、地方の慣行を一 部変更する必要があり、専門家は新しい または少し異なる連携方法を学ばなけれ ばならないということを意味していた。 全員が各自の役割および責務を理解でき るようにするために、政府の委託により 訓練資料が作成された。

子どもの死亡例をレビューする新しい 方針は、2003 年に政府から発表され、 Children Act 2004 (2004 年児童法)の成 立に伴い 2004 年に法で定められるもの となった。LSCB 規制(2005)の規則 6 で は、子どもの死亡に関する LSCB の義務 機能が規定されている。これらは2008年 4月1日に施行された。2006年には Working Together to Safeguard Children (子どもの保護のためのワーキ ング・トゥギャザー)の第7章において、 チャイルド・デス・レビューに関する新し い法定指針が規定された。LSCB は、2008 年に義務化される前に任意ベースでチャ イルド・デス・レビューを構築するプロセ スを開始するように奨励された。この法 定指針は2010年に改訂され、指針の実施 においては LSCB とその他による経験が 考慮された。Working Together to Safeguard Children はその後、2013 年と 2015年に改訂された。

2008 年、Children and Young Persons Act 2008 (2008 年子どもと若者法)が可 決された。この法律は Registrars of Births and Deaths (出生・死亡の登録機 関)に子どもの死亡に関する情報をLSCB に提出することを義務付け、Registrar General (登録機関長官)が国務大臣に情 報を提供できるようにした。

同年、Coroners Rules 1984(1984 年検視 官規則)は以下のように改正された。

- 子どもが死亡した地域を担当する LSCB に審問または検視の事実を伝える義務 を検視官に負わせる。
- LSCB がその任務(子どもの死亡のレビューおよび SCR の実施など)を遂行する役に立つように検視官に LSCB と情報を共有する権限を与える。 子どもの死亡に関する情報の提供に関する検視官および LSCB のための新指針は 2010 年に公表され、以下で入手可能である。 https://www.gov.uk/government/upload

s/system/uploads/attachment_data/file /327066/guidance-concerning-deathchildren.pdf 上記の 2008 年に実施された 2 つの法 改正は、子どもの死亡に関する情報が合 法的に LSCB と共有されるようにするた めに必要であることが確認されている。

政府は、2006年の指針を実施すること にした LSCB を対象とする研究試験を委 託した。この試験は、母子保健に関する秘 密調查 Confidential Enquiry for Maternal & Child Health (CEMACH) によるイギリスの 5 つの地域におけるチ ャイルド・デス・レビューのプロセスを対 象として健康にさらに焦点を合わせて実 施された試験 Pearson, 2008、CEMACH, 2006)を補完するためのものであった。具 体的には、初期に実施された LSCB から 得られた教訓うち他の地域でも使用でき るものを特定し、地方レベルおよび国家 レベルで政策展開の情報を提供すること を目的としていた。その結果は、公表後、 実施段階において政府が定期的に開催し ていた一連の地域会議などを通して広範 囲に広められた。

各 LSCB には、チャイルド・デス・レ ビューから得られた教訓とそのレビュー にかかった費用が記載されている年次報 告書の発表が義務付けられている(HM Government, 2015、第 16、17、19 段落)。 その意図は、この年次報告書が「子どもの 死亡を予防し、子どもの健康、安全、およ びウェルビーイングを促進するための公 衆衛生対策を推進する強力なリソースと なるべきである」ということであった (HM Government, 2010、第 7.95 段落)。

2008年4月1日には新しい全国データ 収集システムも登場した。データはLSCB から収集され、政府により毎年、解析およ び発表される。これらのデータからは、子 どもの死亡およびLSCBとCDOPの活動 に関して全国レベルの情報が得られる。

目的および目標

第一の目的は、予防可能な子どもの死 亡発生率を低下させるサポートとなり、 多機関連携を改善し、子どもの福祉を守 り促進することである。 介入・戦略・作業における主なステップ・ 行動

法律、規則、および法定指針

チャイルド・デス・レビューのための新 しいシステムが設立されるという政府の 発表に続き、この作業の法定基盤となる 法律を起草し、可決させる必要があった。 次に、関連規則および関連指針は政府関 係者により起草され、公開諮問された。こ れらの規則や指針には LSCB の職務や多 数のさまざまな団体や専門家たちの役割 や責任がさらに詳細に明記されている。

Children Act 2004 には、イギリスの地 方当局が制定法に基づく LSCB を設置し なければならないことが明記されており、 LSCB の目標、そして国務大臣が規則の中 で LSCB の職務を規定する権限を持つと いうことが明記されている。

LSCB 規制(SI No 2006/90)の中で、 LSCB には個々の小児期の突然死に迅速 に対応するための手段('The Rapid Response <u>Team</u>')およびすべての小児期 の死亡例を系統的にレビューするための 手段('The Child Death Overview Panel') を備えていることが求められると明記さ れている。その担当地区に通常居住する 子どもの死亡に関する LSCB の職務を以 下に挙げる:

- (a) 以下を特定することを目的とした各 死亡例に関する情報の収集および解 析。
 - (i). 規則 5(1)(e)に記載されているレビュ ーの必要を生じさせるケース
- (ii). 管轄地区における子どもたちの安全 と福祉に影響を与える懸念事項
- (iii). 特定の死亡例またはその地区における死亡例のパターンから発生する公衆衛生または安全に関する幅広い懸念
- (b) 手段の確立、または突然死に対して当
- 局、LSCB 内のパートナー、およびその他 の

関係者の間で責任に関して連携が取れていることの確認。

Working Together to Safeguard

Children (2006)において規定された最 初の法定指針は、SUDIの管理に関する Kennedy Report に規定されるガイドラ インに基づいていた(RCPath and RCPCH, 2004)。この指針案は、公表前に 公開諮問に応えて改正され、さらに2010 年にもこの指針を使用した相談員の経験 を踏まえて再度改正された。この指針は その後、より効率化された指針文書を作 成するという現政府の政策に従って2013 年と2015年にも改正された。

このガイドラインには、子どもの死亡 に関する LSCB の職務がより詳細に記載 されている:

- 子どもの全死亡例に関する入手可能な 情報のレビューを担当し、LSCB 委員長 への説明責任を負う小委員会「Child Death Overview Panel (CDOP)」の設 置
- 担当地区における子どもの全死亡例に 関する情報の収集および解析
- 子どもの突然死に対して機関間および 複合領域間で連携して対応できるよう にするための手段の確立
- 得られた提言や教訓に関する報告書を CDOP から受領
- 個人情報が含まれない年次報告書(公文書)の作成
- 得られた教訓の普及、地方計画への知見の確実な反映、および政策、専門的実務、および多機関連携を改善するための提言に基づく行動の実施

採択、実施、および監視に対する促進因 子・障壁因子

採択

- 2003 年までに、政府内および主な利 害関係者の間では、全国的なチャイル ド・デス・レビューのプロセスを設立 すべきであるということで合意が得 られていた。
- 合法的に LSCB と情報を共有できるのかという検視官から挙げられた懸念については、新しい法律および関連指針により対処した。
- 子どもの突然死に多機関および複合

領域が迅速に応答できるようにする ために、実用的定義への合意を得る必 要があった。この実用的定義では以下 のように定義されている:

乳児または小児(18歳未満)の突然死は 以下のように定義される。

- 例えば死亡 24 時間前には、大きな可能 性として予測されなかった死亡、または
- 死亡に至った事象の原因または促進要因となった、上記同様に予期されなかった虚脱または出来事があった場合(『Working Together to Safeguard Children, 2010』第7.21段落)。
- 予防可能な子どもの死亡の定義に関しても合意を得る必要があった。
 Working Together(2006)において規定された最初の定義は、その後改正され、現在の定義は以下のとおりである:
- 予防可能な子どもの死亡とは、修正可能 な因子がその死亡に寄与した可能性が あったものである。これらの因子は、全 国または地方レベルで達成可能な介入 という手段により、将来の死亡リスクを 低下させるために修正することができ たものと定義される。
- 各死亡例のレビューにおいて、CDOP は、例えば家族や環境、育児能力、また はサービスの提供における修正可能な 因子を検討し、その地方ではどのような 行動を取ることができたか、そして地域 や国のレベルではどのような行動を取 ることができたかを検討しなければな らない(『Working Together to Safeguard Children, 2010』の第7.23~ 7.24 段落)。
- また、チャイルド・デス・レビューのプロセスにより非難される親や家族に関する懸念もあり、先入観を持たないこと、そして決定を証明するために高品質のデータを収集することが強調された。したがって、以下の総合的な家族関与の原則について、法定指針に含めるということで合意が得られた。
- 子どもの死亡はその子どもの家族にとって悲劇である。
- 家族には常に配慮と敬意をもって慎重

に対応しなければならない。専門家は先 入観を持たずに彼らの質問に対処しな ければならない。

 致死的な状況または生命が脅かされる 状況にある子どもの死に対応する専門 家は、各自の対応が適切かつ支援的であ るようにしなければならない。

親および家族に対しては、レビュープ ロセスが責任や非難のためではなく、以 下のことを目的とするということが約 束されるものとした:

- 子どもの健康、安全、およびウェルビー イングを向上するための教訓を得る
- 同じような子どもの死亡が今後発生するのを予防する。

レビュープロセスにおいて、親に対する 対応は以下のとおりとした。

- レビュープロセスにコメントや質問を 寄せるように奨励した。
- すべてのケースは CDOP による議論の 前に匿名化され、収集された情報は厳重 に保管され、匿名化されたデータのみが 地域的または全国的に照合されること になると伝えた。
- 関連する専門家や、例えば家族の知り合いなどに会って、彼らの疑問に答えることができるようにした。

実施

- **障壁因子:**情報共有およびデータ収集の合法性
- 促進因子:新たな授権法規の可決
- **障壁因子:**子どもが別の管轄区域から 来た場合、その子どもの死亡ついて誰 に連絡す るかを知ること
- 促進因子: すべての子どもの死亡通知
 に関する CDOP の連絡先のリスト
 (2015 年 3 月更新)
- 障壁因子:新しいレビュープロセスが どのように機能し、各自の役割がどう なるかを理解していない LSCB、専門 家、団体
- 促進因子:政府の委託により作成され た訓練資料

- 『Why Jason Died (DCSF, 2007) (ジェイソンはなぜ死んだか)』: LSCB が負う責任の枠組みにおい て、突然死に対応する人の役割と責 任を説明した訓練用 DVD。
- 『Responding when a child dies (DCSF, 2008) (子どもが死亡した場 合の応対)』: チャイルド・デス・レ ビューのプロセスの実施において LSCB をサポートするための多機関 訓練用リソース。
- Reviewing child deaths: Advanced training for rapid response teams (DCSF, 2009)(子ど もの死亡のレビュー: Rapid Response Team [緊急対応チーム] 用上級訓練)』:子どもの突然死に対 する迅速な対応の実施をサポートす るリソース。
- **障壁因子:**新しいシステムの構築にか かる費用
- 促進因子: チャイルド・デス・レビュー のシステムの構築および実施をサポー トするための政府から地方自治体への 資金提供。
- **障壁因子:**共通のデータ収集システム の使用
- 促進因子:それぞれの子どもの死亡例 に関する情報を記録するためのテンプ レートおよび全国データ収集システム が開発された。
- **障壁因子**:死亡した子どもからのヒト 組織が Human Tissue Act (ヒト組織 法)に認可されていない施設において 調査されることに関する懸念。この懸 念は、チャイルド・デス・レビューのシ ステムに先立って実施されたヒト組織 の除去、保管、および使用に関する大規 模な公的調査に続いて生じた。
 - **促進因子**:政府ウェブサイト上での 『Removal of Human Tissue from Deceased Children: Briefing Note』の 公開。これにより、ヒト組織の除去、保

管、および使用を規制する Human Tissue Act 2004 に従って、死亡原因ま たは死亡に寄与した因子が不確定であ る場合に採取される調査サンプルは、 到着し、死亡が確認された直後に採取 すべきであること、さらにこの調査は HTAで認可された施設で実施されなけ ればならないことが明確になった。

監視

- LSCB レベルまたは全国レベルで子 どもの死亡に関するデータを収集す るシステムは存在していなかったた め、ゼロから作りださなければならな かった。データは継続的に LSCB から 収集され、担当政府部署である教育省 により年1回発表されている。
- 2007 年から 2010 年の期間、政府の監 視は地方当局との公共サービス協定 (Public Service Agreements) \mathcal{D} 1 \supset である「Preventable child deaths as recorded through child death review panel processes」を介して実施され た。LSCB のための自己評価ツールキ $\mathcal{Y} \vdash \mathcal{V}$ Monitoring the effectiveness of the child death review arrangements (DCSF, 2009) は、 LSCB が各自のチャイルド・デス・レ ビューのプロセスがどのように実施 されているかを内部監視する際に使 用するために開発された。またこのツ ールキットは、これらのプロセスが効 果的に機能しているようにするには その他にどのようなことを行う必要 があるか、そして必要となる可能性の ある追加サポートがどのような性質 のものであるかという情報を得るた めにも使用できた。地方レベル、地域 レベル、および全国レベルでチャイル ド・デス・レビューのプロセスをサポ ートするために他に何をしなければ ならないかを検討するために、LSCB はこのツールキットを使用し、関連知 見を各地域の官庁にいる担当者と共 有することが奨励された。

評価・監視

子どもの死亡:データの公表

- LSCB が子どもの死亡データを収集する という政府が定めた要件は 2008 年 4 月 1日に導入された。この要件は、LSCB の 代わりにそれぞれの CDOP がレビュー した子どもの死亡数、および修正可能な 因子があったと評価された子どもの死 亡数に関する情報を収集することが目 的であった。
- 2010年3月31日までは、CDOPに死亡 例が予防可能であったのか、あるいは潜 在的に予防可能であったのかを評価す ることを求めていたが、この2つのカテ ゴリーを区別することが困難であった ため、ひとまとめにして「修正可能な因 子:」と再定義した。したがって、2010 年4月1日以降は、LSCBにレビューを 行う際に子どもの死亡において修正可 能な因子があったかどうかを判断する ように求めている。
- 政府が初めて公表した統計データは2009年3月31日に終了した年に関するものであった。最近では2014年7月10日に教育省が2013年4月1日から2014年3月31日の間に完了したレビューに関する統計データを発表している。これには、子どもの死亡例の特性、例えば子どもの年齢や性別、そして死亡原因などに関してLSCBが収集したデータが含まれている。

https://www.gov.uk/government/upload s/system/uploads/attachment_data/file /332619/SFR21_2014_revised.pdf

 この発表のための情報収集で使用され たデータ収集フォームおよび関連指針 は以下のサイトで確認できる: <u>https://www.gov.uk/child-death-data-</u> <u>collection</u>

子どもの死亡:2014 年 7 月 10 日時点の 重要な数字

- 2014年3月31日に終了した年において、CDOPは3,658件のチャイルド・デス・レビューを完了した。これは、子どもの死亡例合計数の82%に相当すると推定される。
- 完了したチャイルド・デス・レビューの

うち、CDOP は修正可能な因子があった として 823 件(22%)を特定し、これは 2011 年 3 月 31 日に終了した年における 20%からわずかに増加していた。

- 外傷およびその他の外的要因(溺死や交通事故など)故意に加えられた傷害、虐待またはネグレクトが原因の死亡例および原因不明の予期されなかった乳児の突然死の半数以上は修正可能な因子があると特定された。
- 3月31日に終了した年におけるチャイルド・デス・レビューの66%は1歳未満の子どもであった。この割合は、過去3年間で一定している。
- 有用性を最大限にするにはさらなる作業が必要である
- 収集されるデータが確実に関連性のあるものであるようにするために継続的にデータ項目を絞り込む
- 政府が重要な教訓を抽出して広め、国策 開発の情報として使用できるようにす るために、チャイルド・デス・レビュー からの教訓を全国レベルで向上させる ためのオプションを探索する
- Fraserら(2014)は、その国際的レビュ ーの中で以下のように述べている。「イ ギリスでは、チャイルド・デス・レビュ ーの標準プロセスからの教訓はまだ大 規模な政策イニシアチブには変換され ていない。チャイルド・デス・レビュー のプロセスから得られた結果は、地方、 地域、および国家レベルで数値化するこ とができる。地方レベルでは、個々の子 どもの死亡例に対して公式なプロセス で取り組むことにより診断能力が向上 し、修正可能な因子をさらに特定するこ とができるようになった。」

得られた教訓

- 国家レベルですべての子どもの死亡例 をレビューすることは、将来における 子どもの死亡を予防するにはどのよう な行動が必要なのかということに関し て教訓を得るための非常に貴重な手段 である。
- 新しいチャイルド・デス・レビューのプロセスの実施には、レビューの実施を 義務付け、検視官や死亡登録担当機関

などの多数の情報源から関連情報を収 集できるようにする第1次立法による 裏打ちが必要である。

- チャイルド・デス・レビューのプロセス の実施は、チャイルド・デス・レビュー のプロセスおよびさまざまな時点にお ける専門家や団体のそれぞれの役割お よび責任を定めた多機関連携ガイドラ インや複合領域に関わるガイドライ ン、これらのガイドラインの実施をサ ポートする訓練リソース、親や養育者 にプロセスを説明するためのリソー ス、およびすべての専門家や団体が各 子どもの死亡例に関する情報を収集す るのに使用し、地方、地域、および国家 レベルでのデータ集約を容易にする共 通のデータ収集ツール(できれば電子 的ツール)により裏付けられるべきで あり、集約データは地方、地域、および 国家レベルで定期的に公表されるよう にすべきである。
- プロセスが親や養育者を非難するため ではなく子どもの死亡のレビューをサ ポートするものとなるように、プロセ スの進捗を伝えるために子どもに先立 たれた親や養育者を関与させる。
- 継続的な実施コストだけでなくプロセスの進展と実施をサポートするための 資金提供。
- 一貫したガイドライン準拠のための継 続的な訓練機会。
- 個々のケースをレビューし、例えば家 族や環境、養育能力やサービスの提供 などにおける因子の中で将来の子ども の死亡のリスクを低下させるために修 正が可能な因子を特定する際、および 将来の子どもの死亡リスクを低下させ るために地方、地域、または国家レベル でどのような行動を取るべきかを検討 する際には厳密に取り組む。
- 法的要件や政策要件に沿ったすべての 子どもの死亡例のレビューを継続し、 毎年子どもの死亡例のデータを解析し て公表し、将来の子どもの死亡リスク を低下させるために特定した行動を実 施することに、継続的に取り組む。
- 全国電子データ収集システムは、政府 が機密個人情報を収集するためのシス

テムの構築にかかる費用を懸念したことから構築できなかった。

他の国へのアドバイス、移行可能性 重要なメッセージ:教訓が得られ、子ども の死亡が予防される効率的な全国チャイ ルド・デス・レビュー・システムを構築す ることは可能である。

しかしながら、チャイルド・デス・レビ ューのシステムの構築を実現するには政 府と主な利害関係者の両方がその構築に 力を注ぎ、全国的なシステムを開発し、完 全な実施にかかる時間(5~10年)と持続 的な資金提供が必要であることを認識し なければならない。理想的には、このプロ セスは第1次立法により裏付けられるべ きである。イギリスなどで使用されてい る開発プロセスは、他の国で全国的なチ ャイルド・デス・レビューのシステムを構 築するために何が効果的で、何が必要に なるのかを検討するための道しるべとな る。実施をサポートするために作成され たリソースについては再検討し、異なる 状況において使用するために変更したり、 プロジェクト計画を開発する際のチェッ クリストとして使用したりすることがで きる。

開発プロセスの各段階では、得られた ものが目的に適っており、学びのプロセ スをサポートするものであることを確実 にするために、親や養育者および彼らの 擁護者を含めた重要な利害関係者すべて に相談することが欠かせない。チャイル ド・デス・レビューのプロセスには多数の さまざまな人びとが関与し、その中には 普段連携しない人たちもいるが、全員が 開発段階において関与し、レビューのプ ロセスとプロセスにおける各自の役割や 責任に満足しなければならない。

予備試験を実施し、そこから得られた 知見を評価して、その後法律を再検討し て、必要に応じて変更し、法定指針と実施 計画を練り直すことが、実施成功のカギ であった。 英国におけるチャイルド・デス・レビュー の見直しの過程についての概説

NHS イングランド Lucy Ellis

英国では 2017 年に「子どもとソーシャル ワーク」法が改訂され、子どもの死亡事例 検証(Child Death Review、以下 CDR) 制度自体が見直されている。今後の日本の CDR 制度、ガイドラインの策定に資する よう、2018 年 5 月に発行される CDR 法定 ガイドラインの策定に関わった NHS イン グランドの Lucy Ellis 氏にヒアリングした 行ったので、以下にその内容をまとめた。

教育省から保健省への担当省の移行

Alan Wood Rebiew によって、2016年 から2017年にかけての子どもの死亡は8 割以上が医療的な原因であることがわか った。子どもの福祉としてというよりは 保健省が担当する方が適切であると提言 があった。また、子どもの死亡の多く が、生後28日以内に起きることもわかっ た。先天的なものや、早期死亡であっ た。結局、子どもの福祉というよりは、 むしろ公衆衛生の分野にあたる。DV や喫 煙といった、母親の健康が子どもにとっ て多大な影響になっている。

2017 年度以前の状況としては、2008 年に CDR ははじまったので 10 年近くな る。けれど、アラン・ウッド・レビュー によれば、十分ではないと報告されてい る。それで、変更しなければならなくな った。教育省のウェブサイトには現行の プロセスが説明されている。

死亡検証の発展の背景

元々死亡検証が発展してきたのは、シ ップマン事件が契機となっている。シッ プマン事件とは、英国の開業医八ロル ド・シップマンという人物が、1975年か ら 98年にかけてシップマンが見た患者が 直前までに元気だったのに死亡するケー スが頻発。司法解剖はされていなかっ た。2002年に警察によって「シップマン によって少なくとも 215人以上の患者が 殺害された」と発表されている。この事 件が契機となって、ただ GP(一般医師) が死亡届にサインするだけはいけないと いうことになり、非届出死体に対するチ ェックの不徹底を改定するべく、2009年 コロナー法が改訂されることになった。

また、それとは別に、子どもの死亡に 関心が寄せられた大きな理由の一つに、 英国が他国とくらべて子どもの死亡率が 高いということもある。バランスをとる ことが大事で、また難しい。大部分の死 は何も間違ったことはなくて、ただ悲し い出来事である。95~99%のそうした出 来事を経験した遺族をサポートすること と、隠された殺人がないかどうか正しく 見極めるという両面を満たしていかない といけない。

医師会と CDR

イギリスでも英国医師会(British Medical Association,以下 BMA)はとて も政治的に力を持っている。過去の CDR の制度では医師に対して、特に何かを強 く求めているものではなかった。今回の ガイドラインは医師に対して、これまで より多くのことを求めている。その背景 として、政治的意思がある。"Learning from death" (死から学ぶ) 政策というの があり、これもまた大きな複数の事件か ら生まれたもので、その文書の中に、政 府が「私たちはこれまで NHS が、起きて きた死から十分に学んでこなかったこと を懸念している」と書かれている。政治 的意思があり、国民も賛同するものなの で、医師たちはあらゆることに対してノ ーとは言えない。

また、CDR 制度と RCPCH(Royal College of Paediatrics and Child Health) や RCPath(Royal College of Pathologists)の関係性にいて尋ねたとこ ろ、医学会との連携について回答があっ た。まず、BMA は労働組合であり、医師 らの代表組織でもある。それぞれの専門 性に応じて、各医学会(小児科学会、GP 学会など)が下部に存在する。このガイ ドライン(英国 CDR 法定ガイドライン) によって最も影響を受けるのは、専門小 児科医、救急医、それから地域の一般小 児科医であるが、これらの関連する専門 分野のグループからは、概ね支持が得ら れている。

複雑なのが、CDR 制度は保健省が責任 を持っているものではあるが、NHS イン グランドと保健省との関係性の問題で、 NHS イングランドはデータベースの予算 をつけて、ガイドラインの作成にも深く 関わっている。しかし 2018 年 4 月から、 CDR の政策責任が教育省から保健省に移 行したら、保健省がリードし、NHS イン グランドは一歩ひく形になることが予想 される。NHS イングランドは RCPCH と 連携しながら、RCPCH とも密接に関わっ ている主に 2 人の小児科医の手でガイド ラインを作成してきた。今後も継続的に 関係を築いていくということだけは明言 していた。

医師たちとどのようにして合意に至っ たのかという問いには、はじめにそのプ ロセスをサポートする予算があったこ と、そして過去 10 年間かけて、そのプロ セスがより確立されたものになってきた ことをあげていた。

予算の確保

スタートアップは国が、後は地域が予 算を確保する形で行われている。ゆえに 担当者や、人々の優先順位によって、地 域によってどうしても差が生まれてい る。CDR 制度がスタートした時、CDOP (Child Death Overview Panel、死因病 態別のパネルレビュー)の設立のために 補助金が各地に対して出された。国とし ては最初のスタートアップのところに対 しては予算を割いたけれど、もうその補 助金は現在存在しておらず、各地域は自 分たちで予算を確保しないといけない。 過去8年に渡って、緊縮政策が続き、あ らゆることに対して政府の財政は削減さ れてきたので、地方もそうした状況自体 にはもう慣れてきている。ただ、今回の 改革にあたって予算を確保することはな かなか難しいのが現状である。そのた め、国の予算が全くないことから各地域 がリソースを十分に投入できずに、良い 結果を出せないのではないかということ が懸念される。

予算執行に係る権限

2017年に法律が変わったので、権限を もっている人も変更された。以前は、地 方自治体が CDR 制度の予算に関して責務 があった。現在は、地方自治体と NHS に 共に責任があり、それぞれの組織内に、 どのように予算立てするのかを決めて交 渉するための責任者がいることになって いる。

望ましいのは、ほとんどの地域で「現 状こうして予算づけが出来ているので、 続けていきますと言ってくれること」で ある。私たちは、それぞれの地域につき 一人、responsible lead という役職の担当 者を置き、その人が予算を練って、財務 担当の人たちと交渉を行うように求めて いる。しかし多くの場所から、そこまで 財務の部署が引っ張り出されるのは難し い、との声が上がっている。

多機関連携について

多他機関連携は成功していると認識さ れているが、医療的な情報のインプット は不足している可能性がある。CDOP を 設立した 2008 年には、国のデータベース が生まれ、そこにパネルからデータを入 れ込んでいくものだと想定されていた。 けれど、結局予算が足りなくて、データ ベースの委託までしか至っていない。 CDOP という仕組みを持つには至ったけ れど、過去を振りかえると、病院がそう したプロセスに十分に関わることはなか った。NHS イングランドとしては、必ず 病院に関わってもらうことを地域の会合 では重要視している。例えば、新生児死 亡においては、NICU で、関わってきた 医師たちが最も情報を持っているので、 必ず彼 / 彼女らに関わってもらえるよう にする必要がある。

NHS イングランドが最初からデータベ ースを揃えて初めていたら、会合は一回 で済むと思われるかもしれないけれど、 元々すでに、子どもと乳幼児のパネルミ ーティング自体は存在しており、そこを さておくことは難しい。それに加えて、 医療的関与の詳細を知ることと、多機関 連携をはかることとのバランスをとらな ければいけない。多機関連携という観点 でみると成功してきたと考えているけれ ど、医療的なインプットが不十分である という代償は払っているのかもしれな い。

そこでバランスをとるためにも、医師 らが地域レベルで集まり意見をまとめ て、多機関連携の会合で報告をしてもら うようにしないかと呼びかけてきた。そ うすることで、かなり詳細な医療的な情 報も確保できるので、多機関連携のパネ ルでは、異なる観点から共有することが できる。医師は医師で、臨床的に何が起 きていたのか、臨床マーカーが何であっ たのかといったことに集中できるであろ う。しかし、警察官は立場的にも「~と いう理由から、私には疑わしく思える」 などと言うかもしれない。警察官やソー シャルワーカーは、虐待の要素について より焦点を絞りパネルに参加するであろ うが、両者の側面をバランスよく見てい く必要がある。データベースが構築さ れ、長い時間ケースを積み重ねていくこ とができるならば、パターンが見えてく るであろうし、それを活かすことができ るであろう。

CDR 会合と CDOP について

CDR 会合と、CDOP の違いは、CDR は直接関わった医療者が参加し、CDOP はもっと仕組みのレベルで影響力のある 人、より上の立場の人たちに入ってもら うということ。例えば、地域の CDR 会合 には助産師さんが入り「NICU と地域の 病院のコミュニケーションの仕方に問題 があった」といったとする。けれど、そ の助産師さんは変化を生み出すほど影響 力を発揮することができない。しかし、 CDOP では、看護部門のディレクター や、より上位の誰かがいて、そのケース で何が起きたかを読み解き、仕組みのレ ベルで、地域の病院と、NICU のコミュ ニケーションを改善していくことができ る。CDR 会合は地域で、チームや病院に とって何が必要かを考えるためのもので あり、一方で CDOP は仕組み全体として 何が必要かを考えるためのものである。 これについてはみんな理解していると思 われるが、同じことを繰り返して議論す るだけじゃないかと思っている人も中に はいる。

小児死亡対応指定医について

"Designated doctor for a child death" (小児死亡対応指定師)というのは、絶 対ではないけれど、通常は小児科医であ る。特に、特別な資格を有しているとい うことではないが、トレーニングコース が存在していて、Peter Sidebottom 先生 がトレーニングコースを担っている。

保健師の参加

まず、英国には District Nurse (地域看護師)がいて、その人たちは、子どもや高 齢者を担当する。Health Visitor (保健師)は出産後に巡回し、問題がないかど うかを確認する。もし亡くなった子ども やその家庭に関与していた場合、地域レ ベルの CDR 会合に参加してもらい、 CDOP に情報を提出する責任がある。地 域看護師か、保健師の誰かが、CDOP の パネルメンバーとして出席することもあ る。

市井の人の参与

英国では元来、医療関係の政策におい て、患者の声を聴くために、患者会代表 や、家族会の代表をその場に招き入れる ように積極的にしている。特定の団体に よらず、専門家でない人をいれること で、公平な意見をもらうことができるた め、市井の人が CDR 会合に参加すること を明示している。もちろん、適切な人を 見つけるのはとても難しい。時には、強 く関わりたい意思をもっている、かつて 子どもさんを亡くされた親御さんに入っ てもらったこともある。ただ市井の人に サポートを行うのは難しい。トレーニン グをしたり、他の時間でミーティングを 確保したりすることは、なかなかできて いない。市井の人に限らず、パネルのメ ンバーたちも同様に、ミーティング以外 の時には、サポートは十分に得られない 状況である。多くの人が、CDOP パネル 会合には誰か、スーパーヴァイズをする 専門家がいると思っているであろうが、 実際には、例えば警察官であればパネル に参加した後、ただ帰っていき、パネル で抱えた気持ちは個人でなんとか処理し ている。

守秘に関しては、ミーティングの冒頭 で、守秘義務の紙をまわし、一筆サイン をしてもらう。もし、子どものケアに関 わっていた専門家たちが同じ部屋にいる ことで利益相反があるという声が上がれ ば、利益相反についても話をする。それ についてはまだ解決できていない。

データベースの構築について

NHS イングランドは本当につい最近、 子どもの死亡に関するデータベースの構 築を委託した。2年くらいかけて運用が始 まる予定である。研究者からなるチーム が形成され、小児科医と疫学者がリーダ ーシップを発揮している。これからの2 年では、どんなデータセットを集めるか を決め、技術を確立し、パイロット実施 を行い、機能的にデータを確実にアップ ロードできるようにする予定である。 2020年の1月には運用可能にする予定 で、データベースの運用は、ある大学の チームと契約を結んでいるところである が、大学名は現時点では未発表である。 また、HQUIP(Healthcare Quality Improvement Partnership)とも連携する 予定である。HQUIP は私達の医療的な監 査を行う組織で、例えば、医療行為の成 果についてのデータを集めている研究チ ームも存在している。それぞれの組織 と、プロジェクトごとに異なる契約が締 結されている。

遺族のサポート

遺族のサポートについては、実際の遺 族に意見を聞いてみたところ、「CDRの プロセスや会合について理解することが できない」とのことであったので、遺族 がこのようなことを尋ねやすくする為 に、担当のワーカーを置く必要があるこ とを、ガイダンスの中に組みいれた。た だ、資金面が難しい。大きい病院であれ ばグリーフケアのチームがあるけれど、 地域の小さな病院では十分な支援がない 場合もある。

文化的、宗教的配慮

その他、補足として、文化的、宗教的 配慮についての言及があった。今回の改 訂で、ガイダンスに一つ重要な追記する ことがあるという。それはユダヤ教とイ スラム教の家族らに対する文化的な課題 についてで、彼らの文化では亡くなった らすぐに埋葬することになっていること に対しての配慮である。コロナーが検死 が必要と判断する場合にはほとんど問題 は生じないが、コロナーも24時間体制で 働いているわけではないので、もし子ど もが週末に亡くなった場合で、医師が検 死が必要だろうと思っても、家族は早く 埋葬したいと思ってしまう。医師が「子 どもを連れていくことはできません」と いっても、家族は「あなたはコロナーで はない」と言って、いざこざが生じかね ない。イギリス人の場合には待つことを 気にすることはないため、ほとんどこう した問題はない。

2-参考資料(法律、文献等)

- Children Act 2004. Website: <u>http://www.legislation.gov.uk/ukpga/20</u> <u>04/31/contents</u>
- Children and Young Persons Act 2008. Website: <u>http://www.legislation.gov.uk/ukpga/20</u> 08/23/contents
- The Coroners (Amendment) Rules 2008.
 Website: <u>http://www.legislation.gov.uk/uksi/200</u> 8/1652/pdfs/uksi_20081652_en.pd
- Local Safeguarding Children Board Regulations (2006).
 Website: <u>http://www.legislation.gov.uk/uksi/200</u>

6/90/contents/made

- HM Government (2006) Working Together to Safeguard Children. London: The Department for Children, Schools and Families. Website:https://www.aoc.co.uk/sites/de fault/files/Working_Together_to_Safeg uard_Children .pdf
- HM Government (2010) Working Together to Safeguard Children. London: The Department for Children, Schools and Families.
 Website:http://webarchive.nationalarc hives.gov.uk/20130401151715/https:// www.education.gov.uk/publications/eor deringdownload/00305-2010dom-env3.pdf
- HM Government (2015) Working Together to Safeguard Children. London: Department for Education.Website:https://www.gov.uk/ government/uploads/system/uploads/a ttachment_data/file/419595/Working_ Together_to_Safeguard_Children.pdf
- Cm 5730 (2003) The Victoria Climbié Inquiry. Report of an Inquiry by Lord Laming. London: The Stationery Office.
- Cm 5207 (2001) The report of the public inquiry into children's heart surgery at the Bristol Royal Infirmary 1984-1995: learning from Bristol. London: The Stationery Office.
- Cm 5860 (2003) Every Child Matters. London: The Stationery Office.
- Templates for reporting child deaths. Website:https://www.gov.uk/governme nt/publications/child-death-reviewsforms-for-reporting-child-deaths
- Bunting, L. & Reid, C. (2005) Reviewing child deaths - learning from the American experience Child Abuse Review, 14, 82-96.
- CEMACH (2006) Child health enquiry: child death review: first interim report. London, CEMACH.
- Covington, T., Foster, V. & Rich, S. (2005) A Program Manual for Child Death Review, Okemos, Michigan, National Center for Child Death Review.
- Durfee, M., Durfee, D. T. & West, M. P.

(2002) Child fatality review: an international movement. Child Abuse Negl, 26, 619-36.

- Durfee, M. J., Gellert, G. A. & Tilton-Durfee, D. (1992) Origins and clinical relevance of child death review teams. Jama, 267, 3172-5.
- Fleming, P., Blair, P., Bacon, C. & Berry, P. (2000) Sudden unexpected deaths in infancy. The CESDI SUDI studies 1993-1996, London, The Stationery Office.
- Fraser, J., Peter Sidebotham, P., Frederick, J., Teresa Covington, T. & Mitchell, E.A. (2014) Learning from child death review in the USA, England, Australia, and New Zealand. The Lancet, Volume 384, No. 9946, p894–903, 6 September 2014. DOI: <u>http://dx.doi.org/10.1016/S0140-6736(13)61089-2</u>
- Pearson, G. (ed) (2008) Why Children Die: A Pilot Study 2006; England (North East, South West and West Midlands), Wales and Northern Ireland. London, CEMACH.
- Sidebotham, P., Fox, J., Horwath, J., Powell, C. and Perwez, S. (2008) Preventing Childhood Deaths – A study of 'Early Starter' Child Death Overview Panels in England. London: The Department for Children, Schools and Families. Website: <u>http://dera.ioe.ac.uk/8601/1/DCSF-RR036.pdf</u>
- RCPATH & RCPCH (2004) Sudden unexpected death in infancy: A multiagency protocol for care and investigation. London: Royal College of Pathologists, Royal College of Paediatrics and Child Health.
- The Department for Children, Schools and Families (2007) Why Jason Died. Website:http://webarchive.nationalarc hives.gov.uk/20090617172700/http://dc sf.gov.uk/everychildmatters/safeguardi ngandsocialcare/safeguardingchildren/ childdeathreviewprocedures/whyjason dieddvdfamiliarisationresource/dvd
- The Department for Children, Schools and Families (2008) Responding when a child dies.

Website:http://webarchive.nationalarc hives.gov.uk/20090617172700/http://dc sf.gov.uk/everychildmatters/safeguardi ngandsocialcare/safeguardingchildren/ childdeathreviewprocedures/training materials/trainingmaterials/

• The Department for Children, Schools and Families (2009) Reviewing Child Deaths: Advanced training for rapid response teams.

Website:http://webarchive.nationalarc hives.gov.uk/20100211083948/http://dc sf.gov.uk/everychildmatters/safeguardi ngandsocialcare/safeguardingchildren/ childdeathreviewprocedures/advanced trainingrapidresponse/rapidresponsetr aining

2-D.考察および 2-E.結語

翻訳作業を通じ、英国の制度の深い理解に繋 がった。同成果物は、HP上に掲示している。

3-B.研究方法

あるべき CDR の枠組みについて、研究班の 班会議の場や、当研究班の研究者の多くが属 する日本小児科学会子どもの死亡登録検証 委員会の委員会会合の場で、自由闊達な意 見を行ってきた。本報告書はこれらの意見をま とめ上げたものである。なおこれらの意見はあ くまで討議中のものであり、日本小児科学会の 理事会を正式に通したものではなく、今後の議 論の活性化のために提示するものである点に 留意されたい。

3-C.研究結果、ならびに3-D.考察

討議してきた論点は膨大である。いささ か冗長であるが、これまで議論してきたこ とを踏まえ、以下に目指すべき方向、明確 化すべき課題につき列記する。 各項目リスト

- 多機関連携で実施することの困難性 と重要性の解釈
- 2. CDR と死因究明との関係性
- 3. CDR の各種プロセスについて
- 4. CDR のタイプ(前方視的/後方視的)
- 5. 悉皆性(全数把握)の重要性と困難性
- 6. CDR を社会実装する上での根拠法
- 7. CDR のケーススケール
- 8. 小児死亡の原因の多様性について
- 9. 詳細検証事例抽出のための一次スク リーニングについて
- 10. 二次スクリーニングのための詳細情 報収集について
- 11. 現行法制化で実施されている、個別的 小児死亡調査制度について
- 12. 現行法に基づく個別事例検証と CDR と の関係性について
- 13. 二次スクリーニングの在り方
- 14. 二次スクリーニングの場のケースロ ード(対応可能な検討事例数)
- 15. 二次スクリーニングのための事例要 旨の作成について
- 16. パネルレビューの必要性について
 - :医療情報中心パネル
 - A:新生児医療パネル
 - B:小児医療パネル
 - * 医療過誤事例と CDR の関係性について : 行政情報中心パネル
 - C:事故パネル:
 - D:自殺パネル
 - *民事紛争と CDR の関係性について
 - :司法情報中心パネル
 - E:虐待パネル
 - F:不詳死パネル
 - * 刑事紛争と CDR の関係性について : その他のパネルレビューの枠組み

- 17. 予防施策提言の発出について
- 18. 検討された貴重なデータの積み上げ について
- 19. 予防施策のトラッキング
- 20. 情報の公開について
- 21. グリーフサポートについて
- 22. CDR における遺族関与について

1.多機関連携で実施することの困難性と 重要性の解釈

子どもの死亡に対し、地域の各機関の相 互の連絡と連携を促進し、協調的な取り組 みが行われる必要があることを具現化す るためのものが CDR である。CDR を履行す る上で生じた、連携を行う上で生じた阻害 要因こそが、その地域における改善すべき 優先順位の高い要因とされるべきもので ある。

2.CDR と死因究明との関係性

死因究明制度が如何に発展しようと、そ れのみで小児の予防可能死を減少せしめ る社会が速やかに実現できるわけではな い。一方で死因究明がおろそかなままで予 防可能性の検討を行うことは、非効率的で あり、かつオーバートリアージとアンダー トリアージを招くことは必定である。すな わち CDR は死因究明制度改革の一環として とらえるべき性質を帯びたものであるが、 CDR 自体は死因究明制度そのものではない 点を共通理解として持つ必要がある。制度 の設計にあたってはその不可分性を十分 に理解したうえで、既存の法制度や、成人 を含めた死因究明制度改善のための取り 組みと齟齬が生じないように十分な検討 がなされる必要がある。

3.CDR の各種プロセスについて

CDR のプロセスは、 死亡事例の登録 詳細に検証すべき事例の抽出(スクリー ニング) 検証すべき枠組みへの振り分 け(グルーピング) 検証 提言の作 成 情報の収集・解析 情報の公開

提言遂行状況のトラッキングに分けられる。

いうまでもなくこのプロセスの中に「# 情報の収集」は含まれるが、これがどこに 含まれるのかは、どのような事例であるの か、どのような枠組みとして CDR を社会実 装していくのかによって可変的といえる し、必要時にはどの段階でも再度行うこと が必要となるものであるし、得られた情報 によっては再度の検証が必要になるなど、 互いに影響を及ぼしあうものである。

4.CDR のタイプ(前方視的/後方視的)

CDR は、発生した時点で迅速に把握し、 死因究明のための情報収取を含めた多機 関連携体制が同時に発動される「前方視的 検証(Investigative CDR)」と、死亡後一定 時間が経過したのちに後方視的に情報を 収集した後に検証を行う「後方視的検証 (Prospective CDR)」の大きく 2 つにわけ ることができる。後者は社会実装する上で よりハードルが低く、まずはこの「後方視 的検証」を可能にする体制整備を優先して 行うことが現実的であろうが、本来の CDR の目的である予防可能死を減少するため には死因究明の質の向上は不可分であり、 また確実なグリーフサポートの提供の趣 旨からは、将来的には「前方視的検証」の 導入を目指す必要がある。「後方視的検証」 の社会実装を急ぐあまり、「前方視的検証」 の社会実装の可能性が遠のくことは本末 転倒であり、制度の設計にあたっては「前 方視的検証」を行う余地を残した設計にす る必要がある。

5.悉皆性(全数把握)の重要性と困難性

CDR の社会実装にあたっては、子どもの 死亡が全数漏れなく把握され、登録される 必要がある。現行の死亡届・死亡小票の活 用が考慮されるところではあるが、個別事 例の検討を目的としてこれらを二次利用 することは、現行法上は不可能であり(統 計法の改正により二次利用の促進が図ら れてはいるものの、調査を実施した府省自 身が利用する場合(統計法 32条)であって も、統計の作成と統計的利用にその目的は 限定されている)、それを可能せしめる法 的根拠を明確にする(CDR を目的とした 二次利用を認めることを明記するか、 CDR として死亡を把握するための届け出 を、死亡届とは別に別途行うように定め る)必要がある。

の枠組みとして整理を行う場合には、 市町村や保健所が担うことで確実な把握 が可能となるが、統計法の根幹となる概念 を変えることはハードルが極めて高いと 言わざるを得ない。法解釈として、CDR を あくまでも「プロセスとして個別事例の討 議を行う過程を経るが、その目的は我が国 の正確な小児死亡統計を出すためのもの である(予防可能性の検討や、予防施策の 検討も、最終的に小児死亡統計を出すため のものである)」との解釈で進めることが できうるか、法的側面から検討する必要が あり、またそれが可能と判断するのであれ ば、その旨を通知などで明確化する必要が あるであろう。もちろん死亡事例の発生と 死亡診断書記載医療機関を把握し、二次的 調査の端緒とすることに、死亡小票を活用 する統計的利用に関しては現行の統計法 上も可能と思われるが、煩雑な手続きを毎 年行う必要があり、そのような形で死亡小 票を利用するような、制度設計をするにせ よ、手続きの簡便化が図られるように、通 知などで CDR の事業への活用につき明示化 されることが望ましい。

の枠組みとして整理を行う場合には、 そのような届出の発出先と提出先をどの ように定めるのか(提出を受けた機関はそ れをどのように取り扱うのか)、どの法令 根拠に基づいてそのような届け出のやり 取りを行うのかを明確化する必要がある。 実務的観点から述べるとすれば、CDR を「前 方視的検証」として行うか「後方視的検証」 として行うかにより届出を行いうる人物・ 機関は異なる。例えば「前方視的検証」の 場合には調査を兼ねるため、迅速性が求め られるものであり、死亡診断を行った医師 に届け出の責務を課すことは最も理にか なっている。しかし届け出の制度を整える ことが、死因究明の質向上に直接つながる わけではない。臨床現場の医師の異状死の 届け出の励行や、犯罪死の見逃し防止のた めの諸検査の実施の励行や、不詳死の医学 的精査の質向上などは、あくまで医師や検 視官の資質向上により達成しうるもので ある。ただ、現状ほとんどなしえていない 臨床医 - 法医学者の剖検前カンファラン スの実施を可能せしめる法的根拠を明確 にすることや、死亡診断を行うために必要 と医師が判断し、医師の求めを拒否する明 確な根拠がない場合には、その求めに応じ て、警察や児童相談所などが事前に知り得 た情報を共有しうるように法的明確化を 図ることは、直接的に CDR の質向上につながる。

後方視的検証として行う場合には、死亡 事例の全数把握の方法論の選択肢は広が るが、死亡診断をした医師が届け出を行う か、死亡届を受理した市町村や、死亡診断 書が転記された死亡小票の送付を受けた 保健所か、さらに保健所から小票の送付を 受けた段階で都道府県が、(死亡届の個別 検討への二次利用が困難である以上)、死 亡診断書/死体検案書の記載を行った医師 か死亡届を提出した遺族に、何らかの形で 調査権限が付与された状態で、照会をかけ る形となるであろう。前者の、医師に届け 出義務を課す場合には、全数把握をしえな い可能性が生じ、後者の、行政機関に調査 権限を持たせ対応する場合、全数把握の問 題は解決できるが、結局医師の負担は変わ らず二度手間なだけコストがかかるとい う問題がある。将来的な前方視的検証の実 施も視野に入れるならば、現時点では医師 や市町村が関与する形での整備がなされ ることが望ましいであろう。

なお英国では、死亡発生時にその死亡確 認を行った医師に、別掲の FormA の提出を 義務付けている。また不詳死の場合、院内 チーム・コロナー・警察・ SUDI pediatrician(突然の予期せぬ死亡の対応 に対しトレーニングを受け、資格を得た小 児科医)に迅速に連絡を取る旨が法で定め られており、将来的に目指したい方法の一 例として参考になる。

6.CDR を社会実装する上での根拠法

CDR を社会実装するための法令根拠となりうる現行法としては、「児童福祉法」、

「母子保健法」、「地域保健法」、「死因 身元調査法」が挙げられる。

*「児童福祉法」では、「児童及び妊産婦 の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、 相談、調査、指導、関係機関との連絡調整 その他の必要な支援を行う」とされている が、対象が児童福祉に関する事項に限定さ れること、ならびに CDR の結果は児童福祉 の向上に資すると解釈できるが、それをも って全小児死亡事例の検証まで同法で包 含しうるのかは不明瞭であり、CDR の実施 そのものの根拠としうるのは困難である。

* 「母子保健法」に関しては、第二十条三 項で「国は、乳児及び幼児の障害の予防の ための研究その他母性並びに乳児及び幼 児の健康の保持及び増進のため必要な調 査研究の推進に努めなければならない」と されており、少なくとも乳幼児期に関して は CDR の実施そのものの根拠としうるが、 大きな問題点として対象が乳児および幼 児に限定されてしまう点が挙げられる。第 八条三項で、「学校保健安全法・児童福祉 法やその他の法令に基づく母性及び児童 の保健及び福祉に関する事業との連携及 び調和の確保に努める」旨記載されている が、単独で CDR の根拠法とはしえない可能 性が高い。また全死亡事例の検証まで同法 で包含しうるのかはやはり不明瞭である。

*「地域保健法」に関しては乳幼児に限定 せずに、保健所に以下に掲げる事項につ き、企画、調整、指導及びこれらに必要な 事業を行うことと定めている。

人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項(第6条1項)

- 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項(第6条8項)
- その他地域住民の健康の保持及び増進
 に関する事項(第6条14項)
 および必要があるときは、
- 地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること(第7条1項)
- 地域保健に関する調査及び研究を行う こと(第7条2項)

このうち、CDR の根拠法に転用しうるの は第6条14項、ならびに第7条1項であ るが、第6条14項では保健所の業務は企 画調整にとどまり情報収集権限は付与さ れず、第7条1項であれば情報の収集と利 活用が可能となるが、全死亡事例の検証ま で同項で包含しうるのかは不明瞭である。 また「必要があるときは」という条件付け があるが、何をもって必要があると解釈す ればよいのか(予防可能性のあったと判断 しうる死亡に限定するのか、小児が死亡し たことをもって必要があると判断しうる のか)不明瞭である。

*「死因身元調査法」に関しては、正式名称の「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」が示す通り、本法律体系をCDRの根拠法とした場合、警察対応となる死亡事例に検証が限定されてしまう。同法には「公衆衛生の向上」につき言明されているが、法の理念として「市民生活の安全と平穏を確保することを目的」としており、「予防可能な死亡の減少」というCDRの根幹理念は含まれていない。

*「死因究明推進基本法(案)」は現時点 で法案作成され、提出がなされたものの、 成立に至ってはいない。その目的は「安全 で安心して暮らせる社会の実現」および 「生命が尊重され個人の尊厳が保持され る社会の実現」に寄与することとされてお り、第三条2項で、「死因究明の推進は、 高齢化の進展等の社会情勢の変化を踏ま えつつ、死因究明により得られた知見が疾 病の予防及び治療をはじめとする公衆衛 生の向上及び増進に資する情報として広 く活用されることとなるよう、行われるも のとする」と定めており、CDR 実施の法令 根拠になりうると思われる。ただし「高齢 化の進展等の社会情勢の変化を踏まえつ つ」との前提記載内容から、即座にこれを もって CDR の実施体制の整備に直結させる ことは困難である。

結論としては、現行法のままでは CDR を 実施するためには「法律の弾力的運用」を しなくてはならならない点に変わりはな く、多くの機関が関与し、かつ関係法規と のバッティング(刑事訴訟法、個人情報保 護法など)が生じることが容易に想定され るセンシティブ情報を扱うその性質上、

「チャイルド・デス・レビュー」という文 言そのものを法令に記載し、根拠を明確に しない限り、既存情報を活用することや、 新たに情報を収集したり、他の法令根拠に 基づき収集された情報を共有することは、 困難である。

本研究班は、新規の立法の要否などにつ いてまで踏み込んだ言及をする立場では ないが、立法・行政府にはここで掲示した 観点を踏まえて、十分な検討を行っていた だきたい。

7.CDR のケーススケール

ここでまた社会実装の観点に立ち戻る。

現在の小児死亡は年間約 4000 名であり、 一般人口 100 万人当たり年間 32.3 名程度 である。全小児死亡のうち、予防可能性が 中等度以上の事例と不詳死事例を含めた 「要詳細検討事例」は先行研究からはおよ そ 30%程度であり、一般人口 100 万人当た り年間約 10 名程度発生している。CDR の制 度設計にあたってはこの数字を念頭に置 いたうえで、各都道府県・政令市が実行可 能な形の検討を要する。

例えば、標準的な人口 200 万人規模の都 道府県では年間 65 名程度の小児死亡事例 が発生し、うち20名程度が「要詳細検討事 例」に該当する。把握された全小児死亡を 多機関で検討するとなると、1 例当たりの 検討時間を最小に見積もって平均 20 分と 設定した場合にも、検討時間の累計は22時 間要する。これは、1回の会合を2時間と 設定した場合には毎月検討を要する見立 てとなる。ただし、これまでの個別事例の 検討経験からいって、十分な検討を行うた めには事例によっては 60 分を超える時間 を要することもざらではなく、現実的に小 児死亡全数を多機関で検討することはお よそ困難であり、「要詳細検討事例」を抽 出する適切なスクリーニング体制の整備 は不可欠である。

8.小児死亡の原因の多様性について

小児の死亡原因は極めて多岐にわたるも ので、十把一絡げにしてシステム論を語る ことはもとより困難である。先行研究では 小児死亡を「1:虐待/ネグレクト」「2: 自殺」「3:事故」「4:悪性疾患」「5: 急性疾患」「6:慢性疾患の増悪」「7: 先天異常」「8:周産期/新生児」「9:感 染症」「10:不詳死」に分け検討した。 先行研究は事例数が疫学的検討に耐えう るほど多くなく、特に5歳以上の事例数は わずか27例であり、あくまで参考にすぎ ないが、その頻度とそれぞれのPD割合は 2016年のパイロット研究に基づくと、下表 の通りである。現実的なCDR体制の社会 実装のためには、表に提示した概算数値を 参照に、各都道府県・政令市の人口規模も 勘案したうえで、検討を行う必要がある。

ただし、これらの概数は limitation の 多かったパイロットスタディーの結果か ら得られた、あくまで参考程度の者であ り、より詳細な真の疫学傾向は今回、当研 究班と日本小児科学会子どもの死亡登録 検証委員会で合同実施中の、医療機関を中 心とした全国版後方視的研究の結果で、明 確化されるであろう)。

ー次スクリーニングの段階では、その後の詳細検討(二次スクリーニング)を見越したうえでこの10の疾病群への振り分けと、オーバートリアージを原則とした予防可能性のトリアージとを行うことが、効率の観点から必要となる。

۲A]¥
白宝め小		5 歳未満の死亡事例	5 歳以上 15 歳未	人口 200 万規模	に 詳 占 細
る児		における頻度 (うち	満の死亡事例に	の都道府県の年	め検
占める 割合 に		PD の割合)	おける頻度(うち	間発生頻度(要詳	る討 国事
「こ			PD の割合)	細検討事例数)	に占める割合
61	1:虐待/	2.3%(100%)	3.7% (100%)	2人(同)	
外 因 死	ネグレクト	可能性があるとされた事例:7.3%		5人(同)	│ 外 │ 因 ↓ 死
(20%)	2:自殺	0%	3.7% (100%)	1人(同)	(58%)
	3:事故	4.1%(100%)	18.5%(100%)	6人(同)	
	4 :悪性疾患	4.1%(7.1%)	29.6%(0%)	8.5 人(0.1 人)	
	5:急性疾患	2.9%(30%)	14.8%(0%)	4.5 人(0.4 人)	
	6 :慢性疾患	3.5%(8.3%)	11.1%(0%)	4人(0.1人)	
内 因 一 死	の増悪				内 - 因 - 死
	7 :先天異常	46.3%(2.5%)	11.1%(0%)	22人(0.5人)	死
(70%)	8:周産期/	18.8%(15.6%)	3.7%(0%)	9人(1.2人)	(15%)
	新生児				
	9:感染症	5.1%(62.5%)	7.4%(0%)	4 人(1.3 人)	
不詳死(10%)	10:不詳死	13.2%(%)	3.7%(%)	6.5人(同)	不詳死(27%)
右記の発生頻度は 0.5 人単位で切り上げた為総計は多く算出されている			70人(24人)		

表:小児死亡事例の死因別割合、および死因別の予防可能死の割合、

ならびに死因別の詳細検討事例に占める割合

9.詳細検証事例抽出のための一次スクリ ーニングについて

ここで一次スクリーニングを行うタイ ミングや至適機関につき考察を行う。こ の問題も、どの枠組み(「前方視的検証」 か「後方視的検証か」)で実施するかや、 どの疾患群が対象となっているかによ り、おのずと異なるものであり、また死 亡診断書/死体検案書や死亡小票の CDR の二次利用が可能と解釈しうるかによっ ても異なるものである。

二次利用が可能な場合には、その記載 内容から一次スクリーニングを行いうる 可能性がある。しかし、1歳未満事例に限 定して検証したものではあるが、先行研 究では、死亡診断書/死体検案書に記載さ れた死因病名と、より詳細な情報を収集 し、複数の医療者で検証した結果の死因 病名との間には、かなりの乖離が確認さ れ、乳児死因簡単分類上の変更を要した 事例は 27%、分類変更を要さないものの、

欄への追記を含む何らかの修正が望ま れる事例や死因の明確化のためにさらな る情報の記載が望まれる事例も 22%、計 49%の事例が死亡診断書/死体検案書情 報では、真の情報が読み取れない状態で あった。死後対応の混乱期に情報もそろ わぬ中で正確な死因記載を行うことは困 難で、またこれらの書類は遺族に手渡し するものでもあり、PD スクリーニングを 死亡診断書/死体検案書情報のみから実 施することは、不正確となる可能性が現 実的に無視しえないほどには高いと推察 される。そのため、単一機関(市町村もし くは保健所)がスクリーニングを行う場 合であっても、医師や関係者から正確な スクリーニングを行うことができる程度

の追加情報収集は不可欠となるであろう。

二次利用が不可能な場合には、6.で 記載した問題点を解決したうえでの、法 的根拠に基づく小児死亡の届け出を受け た後に、やはり正確なスクリーニングを 行いうる程度の追加情報収集を施行する 必要がある。

ただし、小児死亡の 20%を占める外因 死は、PD であると判断される可能性が極 めて高く、また 10%を占める不詳死はそ のように判断されたこと自体が「要詳細 検討事例」とトリアージされる適応とな る。それゆえ一次スクリーニングにおい ては、外因死・不詳死と判断されたこと のみをもって、「要詳細検討事例」とトリ アージすることには妥当性がある。

とするならば、小児死亡の 70%を占め る内因死に関して、正確に PD であったか 否かの一次スクリーニングをいかに行う かが、本質的な焦点となる。正確な一次 スクリーニングのための追加情報収集の 実施をどの機関が担うのかについては、 権限を付与し実効性を持たせる意味で は、行政機関(市町村・保健所・都道府 県)が形式上担うことが望まれるが、内 因死の主たる情報源は医療である。内因 死と一時的に判断された事例に予防可能 性があったか否かの判断は、高度の医学 的判断が求められるものであり、かつ医 療者であっても現場で対応した医師にし か判断しえない要因も少なくはない。一 方で、結果が「死亡」であった事例に対し ての医師への他機関からの調査照会を行 うことは、医療現場の結果責任が問われ ることの危惧をあおることにもなりかね ない。

しかしこのようなデリケートな問題を 忌避するあまりに、現場の医療者に意見 聴取することなく、一部のスクリーナー のみが、限定的な情報のみでスクリーニ ングを行うシステムを構築することは推 奨されない。

内因死であっても PD は、人口 100 万人 当たり、2 名弱の発生が推察されるもの であり、決して CDR システムの中で棄却 していいものではなく、このような事例 の中に救急医療/小児医療提供体制上の 解決すべき課題を浮き彫りにしてくれる 事例や、医療機関が見逃してはならない 犯罪死をはじめとする「要詳細検討事例」 が含まれているのであり、現場の医療者 同士の議論を通したスクリーニングがな されることが、医療現場の実践を改善す ることになる。実際、本報告書記載者の 属する施設で行った死亡事例の一次スク リーニング検証でも、最終的に PD と判断 しなかった事例の検討からも、小児医療 提供体制上の課題は複数持ちあがり、有 意義な学びが得られた。このような検討 は法的に位置づけることができない性質 のものであるかもしれないが、CDR の理 念の根幹であるように思う。このような 実践を進めていくためには、関連学術団 体がそれを促進する枠組みを整理したり (専門医の取得・維持を行う上で、CDRの 検討会に参加することを要件にする。専 門研修施設の認定要件とする、など)、病 院機能評価における評価項目に加えるな どの整備が望まれる。

いずれにしろ、一次スクリーニングの 主体は行政に置くとしても、70%の内因 性疾患を的確にスクリーニングし、詳細 検証事例を抽出したうえで、効率よく多 機関連携での検証を行うためには、医療 者との緊密連携体制は欠かすことができ ず、その点が考慮された枠組みの整理が 求められる。言うまでもないがここで述 べた医療者とは病院/診療所内で診療に あたった医療者のみならず、病院/診療所 外で死亡が確認された事例の検案を行っ た医療者を含む。本邦で死体検案対象と なった小児の実数は明らかではないが、 医師会へのアンケート調査の結果から は、人口 100 万人当たりの小児検視件数 は 7.3 名/年と決して少なくないことが 示唆されている。なお検案対象となった 事例は、実務上全例「要詳細検討事例」に 該当するとして差支えはないと思われ る。

10.二次スクリーニングのための詳細情 報収集について

ー次スクリーニングの結果、「要詳細 検討事例」に該当するとされた事例につ いては、二次スクリーニング実施のため のより詳細な追加調査を行う必要があ る。このような調査の実施主体もまた、 権限を付与し実効性を持たせる意味で は、行政機関(市町村・保健所・都道府 県)が形式上担うことが望まれる。

このような追加情報収集の対象となる 事例は、外因死が58%、内因死が15%、不 詳死が27%を占めるが、予防可能性の検 討のためにどのような情報の収集が求め られるのかは、個々の事例により千差万 別であり、二次スクリーニング実施前に 見極めることは困難であり、この段階で の情報収集は一定のフォーマットを用い た画一的なフォーマットを用いることが 現実的である。 英国の CDR 実施のための法定ガイドラ インでは、死亡を把握した機関(実質的 にはほとんどが医療機関)にスクリーニ ングのための情報収集として、各死因別 に FormB(新生児[B2]、予期された死亡[B 3]、不詳死[B4]、交通外傷/転落[B5]、溺 死[B6]、火災[B7]、違法薬物[B8]、その 他の事故[B9]、中毒死[B10]、虐待/殺人 [B11]、自殺[B12])という書式を用いて 死亡情報を報告することと定めている (参考資料として FormB を本報告書末尾 に添付した)。

11.現行法制化で実施されている、個別的 小児死亡調査制度について

ここで、現行法に根拠のある個別具体 的な死亡事例調査について、8.で掲示 したグループ別に言及する。

虐待/ネグレクト・殺人

これらは犯罪死に該当し、「警察法」 「警察官職務執行法」「刑事訴訟法」など が法令根拠となるが、虐待死の行政調査 に関しては「虐待防止法第4条第5項」 が根拠となる。これらに該当する事例に 関しては、刑事訴訟法47条「訴訟に関す る書類は、公判の開廷前には、これを公 にしてはならない。但し、公益上の必要 その他の事由があって、相当と認められ る場合は、この限りでない」に基づき、 CDR に資する情報を警察から得ることは、 現行法では困難である(但し書きの「相 当」の範囲が不明瞭であり、実運用はほ とんどなされていない)。公判を前提と しない不起訴事例に関しても、現状では 情報の共有はほぼなされていない。

自殺

死亡の背景に、生前に犯罪に該当する 被害の存在が疑われた場合には、 と同 様の法令根拠のもと、調査がなされるが、 その存在が明確ではなくとも、自殺事例 の場合には、「自殺対策基本法第15条」 が根拠となりうる。ただし、本法はあく までも公衆衛生学的調査を定めたものと 解釈されるもので、CDR で求められる個 別事例検証に関しては、いじめによる自 殺であれば、「いじめ防止対策推進法第 28条第1項」が根拠法になる。いじめの 存在が明確でなかった場合であっても、 小児の自殺事例の場合には、文科省通知 「子供の自殺が起きた時の背景調査の指 針」があり、原則として全例が詳細検討 の対象となるが、調査義務が課せられて いるわけではないため、現実的には全例 がごく一部の事例のみしか調査対象とな っていない。

その他の外因

保育事故による死亡に関しては、「平 成26年内閣府令第39号」「平成26年厚 生労働省令第63号」「平成29年厚生労 働省令123号」が根拠となる。航空・鉄 道・船舶事故死に関しては、「運輸安全委 員会設置法」が、交通事故に関しては「道 路交通法第108条14項」が根拠となる。 なお道路交通法では第108条16項で「警 察署長は、分析センターの求めに応じ、 分析センターが事故例調査を行うために 必要な限度において、分析センターに対 し、交通事故の発生に関する情報その他 の必要な情報又は資料で国家公安委員会 規則で定めるものを提供することができ る」と規定されており、かつ同24項では 「警察庁及び都道府県警察は、分析セン ターに対し、国家公安委員会規則で定め るところにより、その事業の円滑な運営 が図られるように必要な配慮を加えるも のとする」と記載されており、CDR 実施に おいて警察の把握している情報の提供の 法令根拠を付与する上で参考となる。

その他の事故に関しては、「消費者安 全法第23条」が根拠となりうる。なお消 費者安全法では「消費者安全の確保の見 地から必要な事故等原因を究明すること ができると思料する他の行政機関等によ る調査等の結果を得た場合又は得ること が見込まれる場合においては、この限り でない」とその他の法令根拠に基づく調 査によって代替しうる旨が明記されてお り、また同法第4条5項では「国及び地 方公共団体は、消費者安全の確保に関す る施策の推進に当たっては、基本理念に のっとり、独立行政法人国民生活センタ ー、消費生活センター、都道府県警察、消 防機関、保健所、病院、教育機関、消費生 活協力団体及び消費生活協力員、消費者 団体その他の関係者の間の緊密な連携が 図られるよう配慮しなければならない」 旨が明記されており、やはり CDR 実施に おいて各機関の把握している情報の提供 の法令根拠を付与する上で参考となる。

- の内因死

医療過誤の可能性がある場合には「医療法第6条11項」に基づいた調査が根拠 法となるが、それ以外では剖検実施に関しての「死体解剖保存法」以外には、「がん対策基本法」「難病の患者に対する医療等に関する法律」「肝炎対策基本法」 「アルコール健康障害対策基本法」「ア レルギー疾患対策基本法」など調査研究 を推進する各種法が存在するが、個別事 例の詳細検討を規定するものではなく、 個別死亡事例の検討は臨床病理検討会 (CPC)と同様、臨床研修制度や専門医制 度でそれを促進する枠組みはあるもの の、医療者の専門性向上のための自己研 鑽として任意に実施されているものであ る。

感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律」、食中毒に関し ては「食品衛生法」、検疫に関しては「検 疫法」が法令根拠となる。

不詳死

解剖実施に関しては「死体解剖保存法」 が根拠となる。異状死と判断された場合 には医師法 21 条に基づき、警察に届け出 を行う必要があり、犯罪死の可能性が否 定できればの根拠をもとに、非犯罪死 体と判断された場合でも「死因身元調査 法」に基づく調査対象としうる。

いずれの場合であれ刑事事件となりう る場合には、やはり刑事訴訟法47条に基 づき、CDR に資する情報を警察から得る ことは、現行法からは困難である。死因 身元調査法に基づく解剖結果に関して は、犯罪捜査の手続に付されていないも のに関しては、「検案を行った医師」もし くは「死亡時画像の読影を行った医師」 から「解剖等の結果の提供の求めがあっ た場合」に、「医学研究目的に限り、死者 を識別できる方法で第三者に提供するこ とのないことを条件に」提供すべき旨が 通達されている(丁捜一発第117号)。 つまり実際の死亡に対応した臨床医が死 体検案を行わなかった場合には、情報は 還元されない。なお本通知では「別途の 手続が既に確立されている都道府県警察 にあっては、その提供方式(含、司法解 剖)を継続して差し支えない」との記載 や、「司法解剖結果等の提供を求められ た場合は、犯罪捜査への支障や刑事訴訟 法第47条の規定を鑑み、必要に応じて検 察庁とも協議を行い可否等について個別 に検討する」旨記載されており、一律に 司法解剖結果の提供を妨げるものではな いとされてはいる。

12.現行法に基づく個別事例検証と CDR との関係性について

11.で言及した、現行法に根拠のあ る個別具体的な死亡事例調査と、CDRの 関係性につき言及する。CDRは究極の死 因究明制度と位置付けられるものでは全 くなく、これまでの死因究明制度のはざ まで検討されるに至らなかった事例に対 しても漏れなく全数に検証を行うことを 目指す制度であり、その対象数は多く、 むしろ既存の死亡事例調査のほうが時間 と人員をかけて検証することが可能とも いえる。

一方で、CDR はこれまで個々の機関が別 個に行い、散逸してしまっている将来的 な予防を防ぐための知見を、多機関で統 合し蓄積していくためのものである。つ まり CDR は既存の死亡事例調査制度とバ ッティングするものではなく、協働し情 報共有を図るものであり、既存の死亡事 例調査で得られた予防のための情報を共 有化できるとする法的担保が求められ る。CDR では、個人や個々の組織の有責性 を追求することはなく、あくまで同様の 状況における死亡事例の発生を防ぐため のシステム上のピットフォールを同定 し、その穴を寒ぐ施策を提言することの みに focus するものであり、場合によっ ては CDR の検証の場で、「既存の死亡事 例調査制度の下で検証が行われるべき事 例である」との勧告を行うことが可能な 制度にもする必要がある。ただこのこと は、例えば「警察の調査が不十分であり、 再調査をしてほしい」旨の遺族の要望を 受け付ける役割を担うべきものではな く、当該分野の所管官公庁の影響が及ば ないことを保証し、また、刑事責任の訴 追等の他の要因に劣後することなく、独 立した立場で勧告が行えるように、その 立場を明確にする必要がある。

13.二次スクリーニングの在り方につい て

二次スクリーニングはあらゆる機関が 参画した状態で行われるべき、CDR の中 核をなすステップである。ただし、その 参加すべき人数は議論の実効性を考慮す るならば、討議に直接参加すべき人数は 各施設代表者1-2名、最大で20名程度 までに限定する必要がある。毎回参加者 が変動することは、スクリーニングの質 の均霑化に問題が生じ、かつ経験の蓄積 という観点からも、望ましいとは言えな い。実質的には行政機関に事務局を置い て委員会形式とし、委員を委嘱する形で 実施する形以外での実施は困難であろ う。そのような委員会を置くことを法的 に明記し、その運営体制を確立していく 必要がある。

では、どのような形でそのような委員

会を置くべきかについては、多くの議論 がありうる。保健所を対象に実施た、以 下の枠組みのいずれが望ましいかについ てのアンケート調査では、下図に示す通 り、見事といっていいほど、その見解は 分かれていた。



a.要保護児童対策地域協議会(市町村)

b.児童福祉審議会(都道府県)。

c.児童虐待防止医療ネットワーク(医療)

d.保健所業務に CDR を位置づけ(保健所)

e.死因究明等推進協議会(司法)

f.新たな CDR 法で委員会を位置づけ(新 法)

g.その他

図:保健所を対象としたアンケートで回 答された、CDR を実施する上で望まれる 枠組み

このような現場の意見が分かれる状況 下で、どの枠組みが望ましいのかをここ で断定的に言及することは困難である。 6.で言及した問題や、11.で言及した 問題を含め、統合して実効性を持たせる 方向で、法的整備の議論を進めていただ きたい。

一方、どのような枠組みで委員会を会 合するにしろ、参加できる委員のメンバ ーの最大数は限られる。メンバーを固定 することによる経験の蓄積のメリット と、固定メンバー外の人物が参加しえな いために生じる議論の質低下のデメリッ トがトレードオフの関係にならないよう に、守秘義務を明確化したうえで、積極 的にオブザーバー参加を認めるなど、そ の運営には配慮が求められる。

14.二次スクリーニングの場のケースロ ード(対応可能な検討事例数)について

二次スクリーニングの場は、予防可能 性についての最終的な結論をだし、提言 を発出する場と位置付けられる場所であ り、また一次スクリーニングによって「要 詳細検証事例」に絞られた場ではあるが、 それでもその対象事例は人口100万人 当たり、年間10名と推察されるものの、 一次スクリーニングの場ではオーバート リアージを容認しており、また病院外死 亡事例はそのまま二次スクリーニングの 場で対応を行うとすると、人口100万 人当たり年間12 名程度と見越したうえ で、年次計画を立てる必要がある。人口 200 万人程度の標準的な都道府県で試算 するならば、年間24名の対象事例を検討 する必要がある。多機関の都合を合わせ、 頻繁に CDR 委員会を会合することは実質 困難であり、年間の会合を無理のない範 囲で4回に設定するとするとしても各回 6名の死亡事例の検討を行う必要があり、 年2回に設定するならば各回12名の死 亡事例の検討を行う必要がある。加えて、 二次スクリーニングの場は一次スクリー

ニングの妥当性をレビューする役割を果 たす必要があり、そのための時間を確保 する必要がある。各会合に咲くことがで きる会議時間の設定は、現実的には3時 間程度で、途中の休憩時間も考慮するの であれば、1 例にかけられる時間はなら ば、年4回会合としても30分弱、年2回 会合では15分弱ということになる。

15.二次スクリーニングのための事例要 旨の作成について

上述の限られた時間の中で結論を出す ためには、CDR 会合の場で生データを初 見で討議する形は不可能といえ、あらか じめ事例の経過や問題点・討議事項を端 的に記載した要旨作成を必要時には行う ことが求められる。そのような要旨作成 をどの機関が行うべきであるかを法的に 明記する必要があるとは思えないが、CDR 座長(委員会形式であれば、通常は委員 の互選で決められることとなるであろ う)や SUDI Pediatrician のような立場 の医師の協力の元、事務局には論点整理 を行うことが実務上は求められることと なるであろう。

16.パネルレビューの必要性について

一方で、どんなに論点整理をしてもこ のような短時間で拙速に結論を出すべき でない事例や、より高度の専門性を持つ 有識者の知見を反映すべき事例や、広く 当事者と共有を図り事例を掘り下げるこ とが啓発教育効果の高い事例において は、そのような掘り下げの場であるパネ ルレビューを実施することが求められ る。パネルレビューは8.で提示した10 のカテゴリーで設置することが望ましい が、その求められる専門性や、情報を保 持している機関などを考慮し、以下のパ ネルとして立てることが現実的であろ う。パネルの設置は法的に義務付ける性 質のものではないであろうが、その設置 が励行されるように制度設計が行われる ことが望ましい。どの程度の事例まで、 パネルレビューの実施を CDR 委員会が求 めるのかは、地域の CDR に対する理解や 体制の成熟度によって異なるであろう が、それらの実施状況も含めて各都道府 県は年次報告書に記載することを求める 必要がある。

: 医療情報中心パネル A:新生児医療パネル

周産期・新生児医療者、助産師、病理 医、救急隊などを中心として、8.のカテ ゴリーのうち、 先天異常/遺伝疾患およ び 周産期/新生児疾患に該当する事例 の詳細レビューを、CDR 委員会の委託を 受け実施する。 のうちの希少疾患への 対応が予防施策の中核をなす事例の検証 を行う場合、外部有識者を招聘するなど の対応が望まれる。

B:小児医療パネル

小児医療者、小児対応を行う関連他科 専門医、救急科医師、救急隊、かかりつけ 医、病理医などを中心として、8.のカテ ゴリーのうち、 - ・ に該当する事 例の詳細レビューを、CDR 委員会の委託 を受け実施する。予防施策立案に高度の 専門性が求められる場合、外部有識者を 招聘するなどの対応が望まれる。

地域の規模によっては、A/B のパネル を同時開催するなど、その管理は地域の 実情にゆだねられる。

*医療過誤事例とCDRの関係性について

ここで改めて、医療過誤と CDR の関係 について言及しておく。医療過誤の可能 性がある事例については、原則として原 因究明・再発予防のための医療事故調査 制度が存在しており、そこに全例が委ね られるべきものであり、原則として CDR の対象とはならない。ただし医療事故調 査制度の対象とはならないと当該医療機 関の管理者が判断した事例に関してはこ の制度から外れるため、CDR の対象とな りうる事態は発生する。この場合に、CDR において討議するとしても、CDR 自体は 当事者の秘匿性、非懲罰性が原則となる。 民事・刑事の紛争になりうると当該医療 者が判断する場合には、その詳細な検証 は裁判などで担保されることとなるた め、CDR の対象とはしない選択肢は考慮 されうる。ただし CDR の実施趣旨からは、 恣意的に対象事例から外すということは 本来望ましいこととは言えず、CDR で討 議した内容は、民事・刑事にかかわらず 係争事例の証拠として用いられないこ と、また CDR で討議した内容で公務員に 課せられる告発義務が発生することはな いことを、法的に明記する必要がある。 紛争当事者になりうる人物・機関であっ ても忌憚のない意見を言うことが可能な 環境を可能な限り整備する必要があり、 そのうえで憲法第三十八条で「何人も、 自己に不利益な供述を強要されない。 と規定されている以上、当事者が望まな い場合には CDR の実施の可否(当事者の 臨席しない状態で実施する、もしくは紛 争の懸念が消失するまで実施を pending にする、など)はパネルの座長(パネルの 座長が紛争当事者になりうる場合には、 別の人物)にゆだねられるべきである。

:行政情報中心パネル C:事故パネル:

外科系医師、救急医、救急隊、警察、児 童福祉司、行政(危機管理係など)、教 育・保育関係者(学校/保育下の事故の場 合)、SUDI Pediatrician としての専門性 を有する小児科医師(家庭内事故の場合) などを中心として、8.のカテゴリーの うち、 に該当する事例の詳細レビュー を、CDR 委員会の委託を受け実施する。予 防施策立案に高度の専門性が求められる 場合、外部有識者を招聘するなどの対応 が望まれる。

また本パネルに該当する事例は、各地域 に専門家が少なく、かつ工学的検討など 高度な予算を要する検討を行うことが効 果的となりうる場合には、地域の枠組み を超えて類似事例を集めての検討が望ま れる場合も想定される。既存の法令根拠 で検証を実施しえない事例を地域が検証 することに加え、類似事故検索体制を整 え、国から地域へ情報提供を求めるなど、 国家によるパネル検証体制の整備を行う など、「当事者の学び」「地域の学び」 「専門家の学び」「国の学び」が CDR の もとで有機的につながるような体制整備 がより求められる。

D:自殺パネル

教育機関、児童福祉司、かかりつけ医、 児童精神科医などを中心として、8.の カテゴリーのうち、 に該当する事例の 詳細レビューを、CDR 委員会の委託を受 け実施する。本来、 に該当する事例は、 原則として全例が既存の死亡事例調査の 対応となるが、遺族が望まない場合、社 会的擁護下の小児であった場合、不登校 であった事例や学校に籍を置いていない 事例で、学校設置者が調査の実施主体に なることが困難な事例、調査組織が平常 時から設置されておらず、組織立ち上げ に相応の時間がかかると予測される事例 で、基本調査・詳細調査が実施されない 事例の場合には、CDR パネルの対象とな りうる。

*民事紛争とCDRの関係性について

行政機関中心パネルに該当する事例 は、ほとんどが突然の予期せぬ死亡とし て発生するため、親権者の監護下に置か れていない状況下で発生した場合には、 民事紛争に発展しうる可能性が高い。CDR で討議した内容は、民事・刑事にかかわ らず係争事例の証拠として用いられない こと、また CDR で討議した内容で公務員 に課せられる告発義務が発生することは ないことを、法的に明記する必要がある ことを改めて強調しておきたい。

また紛争となりうる状況下で死亡が発 生した場合には、より慎重なグリーフサ ポートの提供が求められるものである。 遺族への情報開示はグリーフサポートの 一つに位置付け、体制整備を図る必要が ある。

個々の事例の CDR のプロセスについて は、遺族に適切な説明がなされるべきで あり、また遺族が CDR の場へ伝達したい 事項などを聞き、確実にその場へ届ける ことは担保されるべきであり、また CDR の結果、我々が学んだ教訓は遺族へフィ ードバックを行う必要はある。しかし、 そのことがいたずらに新たな係争の引き 金にならないよう十分な配慮を図る必要 がある。

また CDR は、警察などが実施する死因 究明に対する疑義申し立てを受け付ける 制度ではなく、あくまで新たな死亡を防 ぐための教訓を得るための制度であり、 紛争化した事例に対して解決する場所で はない点を十分に理解してもらうための 市民啓発を、CDR の社会実装をする際に は並行して実施する必要がある点を強調 したい

:司法情報中心パネル

E:虐待パネル

小児科医、外科系医師、救急医、救急 隊、かかりつけ医、法医学者、警察、検 察、児童福祉司、市町村、教育・保育関係 者などを中心として、8.のカテゴリー のうち、 に該当しうる事例の詳細レビ ューを、CDR 委員会の委託を受け実施す る。

に該当することが明白な事例であれ ば、警察・検察主導のもと公判準備が進 むこととなる。このような公判を前提と している事例の場合には、当然、刑事訴 訟法47条「訴訟に関する書類は、公判の 開廷前には、これを公にしてはならない」 に該当し、司法側からの情報は得られな いが、このような事例は「虐待防止法第4 条第5項」に基づく調査の対象となるで あろう。公判で判明するのは八何の原則 (「何人が(犯人)」「何人とともに(共 犯)」「何時(日時)」「何処で(場所)」 「何人に対し(被害者)」「何故に(動 機)」「如何にして(手段)」「何をした か(結果)」)がすべて明快で有責性を問 えるか否かと、問える場合のその懲罰の 程度であり、同種事例を予防しうる可能 性を探求する場ではないため、行政が独 自に検証する意義は大きい。

しかし実際には生前に関与がなかった 場合や、司法により八何の原則を満たす ことが困難と判断され起訴に至らない事 例は、検証がなされない事例が大多数で あるのが現状である。CDR はこのような ギャップを埋めるために大いに期待され るものではあるが、やはり本来的に CDR で討議した内容は、民事・刑事にかかわ らず係争事例の証拠として用いられない こと、また CDR で討議した内容で公務員 に課せられる告発義務が発生することは ないことが前提であるため、CDR が施行 されることは子どもの真の最終的な権利 擁護たり得ない可能性のあるものであ る。あくまでも通常の生きている子ども の虐待対応における、医療の診断/治療ス キル、司法機関の捜査/保護安全実現能 力、行政の調査/支援能力を最大限に発揮 できる多機関連携体制を成熟させること が最優先課題であることに変わりはな 11

一方で、現状では検証対象になってい ない不起訴処分となった虐待事例を検証 する手段に、CDR はなりうる。ただしその ために整理しなくてはいけない課題は多 い。まず CDR を実施することが刑事訴訟 法47条の但し書きである「但し、公益上 の必要その他の事由があって、相当と認 められる場合は、この限りでない」に該 当しうることを明示し、「相当ではない と認める場合」以外には、CDR の実施に限 り、原則として警察に対して証拠物や実 況見分調書、供述調書を共有しうること、 及び検察庁に対して不起訴記録の開示を しうることを、運用の中で明示すること が求められる。

さらには逮捕・送検にすら至らない事 例の捜査情報に関しては、情報開示請求 の対象外に置かれているため(情報公開 法5条4号)、とりわけ共有は困難とな る。この場合であっても、予防施策の検 討に必要な情報に限り共有しうる余地を 旨が明記されることが、公益上は望まれ る。いずれにしろ、進行中の司法プロセ スの情報管理の責任は、公判中を除いて 主として検察庁がその責任を負うことに なっている。地検の担当検事は早期から 虐待事案には関わっている可能性は高 い。個々の事例で予防施策を検討するた めに必要な情報は何かにつき議論したう えで、どうしても捜査情報がなければ判 断できない場面に限定して、担当検事と 警察を交えて CDR に供することが可能な 範囲を相談したうえで、個別に判断して いただくことになるであろう。

ただ、CDR の目的は個人の有責性を問う 点にはないため、現行法規で入手しうる 情報の取得に尽くしたうえで、欠落する 情報は「たら・れば」で構わないので議論 し予防施策を打ち出すことは、たとえ不 正確になろうとも一定程度の意味はあ り、このような活動を通じて CDR の有益 性が地域で共有でき、実績が積みあがる ことで状況も変わりうるものである。そ のため、少なくとも検察・警察の担当者 がたとえ一般的事項のみしか話せない立 場であっても、参加することには大きな 意義があり、地域の CDR に積極的に参加 することを推奨する旨の通知だけでも、 整備していくことは重要である。

F:不詳死パネル

小児科医、救急医、救急隊、かかりつけ 医、法医学者、警察、検察、児童福祉司、 市町村、教育・保育関係者などを中心と して、8.のカテゴリーのうち、 に該当 しうる事例の詳細レビューを、CDR 委員 会の委託を受け実施する。

これらの事例は、そのほとんどは異状死 として警察に届け出がなされ、検視対象 となっているものと思われるが、1 割程 度の事例では警察の届け出がなされてい ないのが実態である。多くの事例は病院 で死亡宣告を受けると推察されるが、こ れらの事例のうち 15%程度は病院外で検 視に回っていると推察される。このカテ ゴリーの事例に関しては、医療者が詳細 に検査を行っておらず、かつ解剖の情報 がない(解剖がされていない、もしくは 解剖されていても情報が共有されない) 場合には、集まって議論したところで、

「何が何だかわからない」が結論で、何 らの予防施策も打ち出せない可能性があ る。そのような場合であっても、その不 詳性がどの程度であるのか(典型的な SIDSであるのか、SIDSとすることに躊躇 する何らかの欠落情報があるのか、社会 的ハイスクな状況など疑義ありと判断す べき状況があったのか)、診断しえない 何らかの内因疾患であった可能性や、外 因が否定しえない状況はなかったのか、 など様々な観点から検討を行うべき余地 はある。ただし理想的であるのはやはり、 臨床医は臨終の際に検査を尽くし、警察 官は積極的に解剖実施すべきとの判断を 行い、解剖を行う前後で臨床医と法医・ 病理医は学究的観点から検討を行う、臨 床医-解剖医連携体制を明確にする必要 がある。先に11.で触れた通り解剖情 報を共有しうる余地はあるものの、特に 司法解剖実施例に関してはその枠組みは 曖昧な状態にとどまっていることから、 この連携を促進する枠組みを法的にも明 記していく必要がある。

また、死亡確認を行った以降に、臨床 医は死因究明のための検査を行う権利が 一切消失してしまう現状の枠組み(死後) 画像診断の施行は、病院の持ち出しであ る。死後の採血や皮膚断片などの検体採 取は死体損壊になりうるし、保険診療と しては一切できない)は、死因究明の大 きな阻害要因になっているといわざるを 得ない。「死亡直後の死後硬直が始まる 2-3 時間までに、救急救命対応の流れの 一環として死因究明のために実施された 各種検査は、遺族への十分な説明と同意 を得たうえで、もしくは検視検案業務を 通じて必要とされた範囲内で、保険診療 で実施しうる」などの抜本的改革が求め られるところである。

いずれにしろ現状の Don't Know(わから ない)から Can't Know(現状行いうる最 善の死因究明対応を行ったので、これ以 上はわかり得ない)にまで死因究明を尽 くすことは、子どもの権利擁護にあたる ものである。解剖を実施することを「か わいそうで、できればさせないほうがい いこと」と医療者であっても考えている 現状に関して、議論を深めることは重要 であり、小児死亡時に対応すべき事項に ついての講習会などの啓発の機会を増や していくことも、CDR の社会実装を行う 上で重要であり、そのことも明記される 必要がある。

*刑事紛争とCDRの関係性について

司法情報中心パネルであっても、CDRで 知り得た情報は、民事・刑事にかかわら ず係争事例に用いられるべきではなく、 公務員に課せられる告発義務などの免責 も明記されるべきである。ただし一方で、 CDR を実施することで点と線が繋がり、 犯罪死であることが明確化した場合に、 子どもの権利擁護活動としての「告発す る権利」まで消失すると解釈するべきで はないであろう。そうであるならば CDR を行うことが、死亡した子どもの権利を 著しく阻害することに繋がってしまう。 パネルごとに細かくこれらの条件を整理 する必要があるのか、そのような法の立 て付けが可能であるのかについても、議 論をしていく必要があるであろう。

いずれにしろ CDR で議論された内容 は、法で非開示であることが定められた 「法令秘等情報」に位置付けるか、県・ 国・他の地方公共団体の内部又は相互間 の審議・検討等に関する情報で、公にす ることにより率直な意見の交換や意思決 定の中立性が不当に損なわれるおそれな どがある「審議等情報」に位置づけ、参加 者・議事録含めすべて情報開示請求上の 非開示情報に位置付ける必要がある。

:その他のパネルレビューの枠組み

上記のどのパネルで討議すべきか判然 としない事例や、複数のパネルに該当す べき事例の検討をどのように行うのかも 検討をしておく必要がある。ただしこれ らは法的に明記する必要はなく、CDR 委 員会が主体となってパネルを行う、複数 のパネルで複数回の検証を行う、など地 域ごとに実情に応じて運用を整理すれば よい。

17.予防施策提言の発出について

CDR が可能な限りの PD を減らすことを 主目的とするならば、予防施策提言の発 出はまさにその手段としての第一義的な ゴールである。たとえ一次スクリーニン グで予防可能性に乏しかった死亡と判断 された場合であっても、PD を減らすうえ で有効となる提言は、積極的に発出され るべきであるし、そのことが CDR 委員会 に伝えられるべきである。また直接 PD 減 少のための施策とは言えない意見であっ たとしても、CDR の実践を改善すること に繋がったり、多機関の連携促進につな がるような意見は積極的に採用されるべ きである。提言は一定の様式にまとめら れ、事例の概要とともに整理された形で 保管される必要がある。

英国においては FormC の形で上位組織 に通達することが定められている(参考 資料として FormB を本報告書末尾に添付 した)。

18.検討された貴重なデータの積み上げ について

各都道府県・政令市単位で、もしくは その他のあらゆる単位で施行された CDR の結果については、ナショナル CDR デー タセンターのような情報集約センター に、容易に連結することが不可能な形で 提出し、国家としても小児死亡の実態や 傾向・銃だなリスク要因の把握をし、予 防可能死の減少と施策についての関連性 などについても解析したうえで、8.の 各疾患カテゴリーごとに完全に個人情報 を排したうえで、国民にも公表されるこ とが望まれる。

19.予防施策のトラッキングについて

各地域で発出された予防施策提言は、 優先度について評価を行ったうえで、実際の履行の状況が把握できる形で関係者 に開示されることが望ましい。その状況 の把握は、二次スクリーニングを実施す る CDR 委員会が職責を果たすことが望ま れる。

20.情報の公開について

CDR で議論された内容は、法で非開示 であることが定められた「法令秘等情報」 に位置付けるか、県・国・他の地方公共団 体の内部又は相互間の審議・検討等に関 する情報で、公にすることにより率直な 意見の交換や意思決定の中立性が不当に 損なわれるおそれなどがある「審議等情 報」に位置づけ、参加者・議事録含めすべ て情報開示請求上の非開示情報に位置付 ける必要がある。

ただし、CDR は国民の協力の元行う事 業であり、一般市民に対しては、ナショ ナル CDR データセンターのような情報集 約センターが完全に個人情報を排除した 形の情報として、情報を HP 上で公開でき ることが望ましく、またそのような HP で 予防施策のトラッキングが可能な制度と することが、行政の施策を推進すること になり、CDR の有用性の理解を進めるう えでも重要となるであろう。

21.グリーフサポートについて

複雑悲嘆化した、心理精神医療の専門

家の加療を要するグリーフケアと区別す る意味で、一般医療者や一般行政職員や 司法関係者が提供すべき死後対応上の配 慮や情報提供をグリーフサポートと呼称 し、このグリーフサポートに関してはCDR の実施と合わせ、提供できるような体制 の整備が望まれる。(グリーフサポート の体制整備には、解剖実施に際しての説 明文書や CDR 制度の説明などの説明文書 の配布と説明なども含まれる)

グリーフサポートについては原則とし てすべての事例に提供するべきものであ り、たとえ虐待による加害者の可能性が ある場合であっても例外ではない。ただ し対応車が怒りや恐怖などの感情感情に 支配されている場合には、対応当事者か らの提供は pending とし、そのような場 合にサポートを提供できる民間団体など に相談を行う体制整備も考慮される。ま た遺族に対してだけではなく、子どもの 死と関わりを持ったスタッフに対しての グリーフ反応への対応を行う体制の整備 も考慮されることが望ましい。

22.CDR における遺族関与について

CDR はあくまで公衆のための枠組みで、 未来の子どもの死亡を防ぐ未来志向の枠 組みである。CDR は民事・刑事を含め紛争 を助長するものではなく、紛争を解決す る手段として使用されるものではない点 は明示するべきである。一方で国民の理 解や、特に子どもをなくすという苛烈な 経験をした遺族に理解されるものでなく てはならない。亡くなった子どもの代諾 権者としての遺族の要望は、子ども自身 の声として CDR 委員会やパネルの場に届 けることができる旨を伝達し、実際に責 任をもって届けられる制度とするべきで ある。そのうえで、自由闊達な意見交換 を担保するために、実際の審理には遺族 参加はできないものの、CDR の結果、我々 が学んだ教訓は遺族へ園こそ自信が新た な紛争を生まないように配慮しつつ(例 えば保育事故の遺族に、直接的に予防可 能性のあった事故と判断した、という予 防施策立案のための判断は、法的責任と はまったく別個の判断であり、そのこと を十分に説明のない状況で結果のみを伝 達するようなことはあってはならない)、 その概要についてフィードバックを行う 必要はあるであろう。そのために継続的 に遺族が、そのことがいたずらに新たな 係争の引き金にならないよう十分な配慮 を図る必要がある。

F.健康危険情報 該当なし G.研究発表 なし <u>書籍発刊</u> なし <u>学会表</u> なし シンポジウム なし